

# 香南市 過疎地域持続的発展計画

自 令和 8年 4月 1日  
至 令和13年 3月 31日

令和8年4月

高知県香南市

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 基本的な事項              |    |
| (1) 香南市の概況             | 1  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向       | 5  |
| (3) 行財政の状況             | 11 |
| (4) 地域の持続的発展のための基本方針   | 15 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標   | 19 |
| (6) 地域の達成状況の評価に関する事項   | 19 |
| (7) 計画期間               | 20 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合    | 20 |
| 2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成 |    |
| (1) 現況と問題点             | 20 |
| (2) その対策               | 20 |
| (3) 計画                 | 22 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合    | 23 |
| 3. 産業の振興               |    |
| (1) 現況と問題点             | 23 |
| (2) その対策               | 24 |
| (3) 計画                 | 28 |
| (4) 産業振興促進事項           | 31 |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合    | 31 |
| 4. 地域における情報化           |    |
| (1) 現況と問題点             | 32 |
| (2) その対策               | 32 |
| (3) 計画                 | 32 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合    | 33 |
| 5. 交通施設の整備、交通手段の確保     |    |
| (1) 現況と問題点             | 33 |
| (2) その対策               | 33 |
| (3) 計画                 | 34 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合    | 35 |
| 6. 生活環境の整備             |    |
| (1) 現況と問題点             | 35 |
| (2) その対策               | 35 |
| (3) 計画                 | 37 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合    | 38 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |    |
| (1) 現況と問題点                     | 38 |
| (2) その対策                       | 39 |
| (3) 計画                         | 41 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合            | 44 |
| 8. 医療の確保                       |    |
| (1) 現況と問題点                     | 44 |
| (2) その対策                       | 44 |
| (3) 計画                         | 44 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合            | 44 |
| 9. 教育の振興                       |    |
| (1) 現況と問題点                     | 45 |
| (2) その対策                       | 46 |
| (3) 計画                         | 48 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合            | 49 |
| 10. 集落の整備                      |    |
| (1) 現況と問題点                     | 49 |
| (2) その対策                       | 50 |
| (3) 計画                         | 50 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合            | 50 |
| 11. 地域文化の振興等                   |    |
| (1) 現況と問題点                     | 50 |
| (2) その対策                       | 51 |
| (3) 計画                         | 52 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合            | 54 |
| 12. 再生可能エネルギーの利用の推進            |    |
| (1) 現況と問題点                     | 54 |
| (2) その対策                       | 54 |
| (3) 計画                         | 55 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合            | 55 |
| 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項        | 55 |

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）・・・・・ 55

# 1. 基本的な事項

## (1) 香南市の概況

### ア 香南市全体の概要

平成 18 年 3 月 1 日、旧赤岡町・旧香我美町・旧野市町・旧夜須町・旧吉川村が合併し、香南市が発足しました。

香南市域の内、旧赤岡町・旧夜須町の区域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により過疎地域とみなされる区域であります。また、旧吉川村の区域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和 3 年政令第 137 号）第 5 条の規定により読み替えて適用される法第 2 条第 2 項の規定に基づき、法第 43 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 3 条の規定により、過疎地域とみなされる区域として令和 4 年 4 月 1 日付けて追加公示されました。

香南市は、高知県の県都高知市から東に位置し、南部地域は太平洋に面する海岸部と肥沃な平野部が東西に広がり、中部地域は低山が連なる中で、里山環境が広がり、北部地域は標高約 300~600 メートルの四国山地の一部を構成しており、四国山地を源流にする物部川、香宗川、夜須川などが流れなるなど、豊かな水と緑に包まれた地域です。

気候は、南海型の気候区分に属し、温暖な気候に加え、年間降水量は県下でも少ない地域となっています。この地域では温暖な気候を利用して、古くから野菜の早出し栽培に取り組み、ハウス栽培を中心とした野菜園芸が発展してきました。

### イ 過疎地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### 《夜須地域》

夜須地域は、香南市の東部に位置し、東西は低い山系が南北に走り、南は土佐湾に向かって開けています。

気候は温暖多雨で、地域の中央を夜須川が貫流し下流にデルタ状の平野部が形成されていますが、総面積の約 73 % を森林が占め、農地は約 10 % となっています。

主要産業は、第 1 次産業を中心で、農業では、肥沃な土地と温暖な気候を活かした施設園芸が営まれ、漁業では手結港、住吉漁港を基地にシイラ巻網漁、沿岸マグロ延縄漁などが行われています。

また、「手結・住吉県立自然公園」の風光明媚な海岸線や海水浴場、ゴルフ場、宿泊施設などの観光資源、施設にも恵まれており、高知龍馬空港など交通の要所に近接し、県内外へのアクセスや物流の面においても比較的利便性の高い地域です。

しかし、夜須地域内の主要幹線は、夜須地域の南部を東西に横断する国道

55号及び高知東部自動車道と中央部を南北に走る県道夜須・物部線で、各路線が整備されていますが、国道の朝夕の渋滞や山間部の県道未改良など地域内の交通条件は十分とは言えません。

歴史的には、石清水八幡宮の荘園として古くから開け、平安時代の文献に「夜須郷」と記されており、源氏ゆかりの豪族夜須七郎行家の領地でした。

夜須地域は、明治11年に「夜須村」として発足し、昭和18年1月に町制が施行され「夜須町」となり、昭和30年4月に、旧東川村の一部を吸収合併しました。その後、平成18年3月に香南市となり、現在に至っています。

### 《赤岡地域》

赤岡地域は、香南市の南部に位置し、南ははるか太平洋が開ける地域です。

合併前の赤岡町は、総面積1.64km<sup>2</sup>と全国でも最も小さい町でした。

地形は総体的に平坦で、北方に須留田山、香取山、轟山など標高20m～30mの丘陵が、わずかに変化と縁を見せてています。

赤岡地域は、国道55号でつながり、高知龍馬空港へは県道春野・赤岡線で約10分と交通アクセスでは比較的利便性の高い地域となっています。

しかし、地域内東部地区においては、緊急車輌などが通行できない狭隘な道路が多く残っており、交通条件は十分とは言えません。

気候は温暖多雨であり、主要産業は、第1次産業が中心で、農業は、専業農家が減少するなど、地域農業は衰退の傾向をたどっています。水産業では、沿岸漁業が中心で、地域の基幹産業ともいえるシラス漁が行われています。

歴史的には、土佐の国7郡43郷、香美郡内8郷の宗我郷に含まれる村の一つで、慶安元年（1648年）の文献によると、当時の赤岡村の人口・戸数は郡内他地区に比べて飛び抜けて多く、また、郡内12軒の造り酒屋のうち9軒が赤岡浦に集中していたとの記述からも、赤岡が産業・交易の中心地として栄えていたことを伺い知ることができます。

明治3年、赤岡村は赤岡浦・岸本浦とともに香美郡内第3区となり、同8年に3大区3小区に変更され、同時に浦称が廃止されて赤岡村・岸本村と称し、同11年、郡町制施行とともに、岸本村と分離して赤岡村、明治32年2月15日、告示第32号をもって町となりました。その後、平成18年3月に香南市となり、現在にいたっています。

### 《吉川地域》

吉川地域は、香南市の南西部に位置し、北東部の九六山の丘陵以外はほぼ平坦な田園地帯であり、南側は土佐湾に面しています。また、地域の西側に物部川、東側に香宗川、地域内には烏川が流れています。

吉川地域内の主要幹線は、地域を東西に走る県道春野・赤岡線と南北に走る県道遠崎・野市線を中心として道路網を形成し、周辺の国道55号線等に

連絡しています。地域の南西部には高知龍馬空港へ接続する高知空港線、東部には土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線のよしかわ駅、北部には高知東部自動車道が通り、県内外への交通アクセスにおいて利便性の高い地域となっています。

地域の中央部には住宅地が分布しており、住宅地の周囲は農地や園芸ハウスが広がっています。

気候は温暖多雨であり、海洋性の気候の特性を生かし、古くから稻作の二期作地帯でしたが、近年はハウス園芸によるニラ等の促成野菜栽培や、早掘甘藷、ラッキョウ等の栽培などが行われています。

水産業は、シラス漁を主体として発展してきましたが、漁業環境の変化や資源の枯渇などにより水揚げ高が減少するとともに、漁業従事者の高齢化が進むなど、厳しい状況にあります。

また、吉川漁港に隣接して、ポートマリーナが整備されており、マリンセンターの中心となっているほか、桜づみ公園や天然色劇場、天然色市場などの施設も立地しており、地域の観光の要所となっています。

歴史的には、弥生時代後期末から古墳時代前期にかけてのものとされる住吉砂丘遺跡、南中曾遺跡、野口遺跡などが残されています。荘園の発生により、物部川河口の東岸周辺に吉原庄ができ、その東側には古川郷があったとされ、これらは江戸時代には吉原村、古川村と呼んでいたとされています。明治 22 年の合併により、吉原村の吉と、古川村の川を一字ずつ取って、吉川村になりました。その後、平成 18 年 3 月に香南市となり、現在にいたっています。

## ウ 過疎地域の状況

### 《夜須地域》

昭和 35 年から昭和 50 年までは、5 年毎に約 200 人から 400 人の大きな人口減少が続きました。人口減少の大半は年少（0～14 歳）から若年（15～29 歳）層で、要因は、高度経済成長期に所得・生活水準の低かった本地域から、就業就学に便利な都市部への人口流出であったと考えられます。

昭和 50 年代は、若年層の人口流出は以前とあまり変わらず大きいものの、医療の進歩、生活環境の向上などから、高齢者が増加したことにより、全体の人口は微減にとどまりました。

平成 2 年から平成 27 年の 25 年間では、出生率が低下したことなどにより、年少人口が大きく減少したことから、約 1,300 人の人口減少となっています。

産業別就業人口比率では、昭和 35 年から令和 2 年にかけて、第 1 次産業が 59.8% から 27.5% に減少し、その分第 3 次産業が 27.8% から 59.6% に増加しています。

しかし、本地域の主産業が第 1 次産業であることには変わりなく、県都高

知市や空港、高知新港、高知自動車道路南国ＩＣに比較的近いという立地条件を活かし、今後も引き続き農林水産業の基盤整備を推進します。

更に、交通の利便性や恵まれた観光資源、自然環境、伝統文化、風習を有機的に結び、観光産業の促進を図るとともに、観光レジャー客にも対応した、商業空間整備等も必要と考えています。

### 《赤岡地域》

昭和 35 年から昭和 45 年の 10 年間で、約 750 人という急激な人口減少がありました。その後は 5 年毎に約 200 人減少するといった傾向が現れています。

人口減少の主な要因は、年少（0～14 歳）から若年（15～29 歳）層で、高度経済成長期に所得・生活水準の低かった本地域から、就業就学に便利な都市への人口流出にあったと思われます。

昭和 55 年から昭和 60 年の 5 年間は、生活環境の向上、公営住宅建設等の住環境政策により、人口の減少も横ばい状態にありました。

平成 2 年から平成 7 年の 5 年間では、出生率が低下したことなどにより、年少人口は平成 2 年で△25.2%、平成 7 年で△23.3% と大幅に減少しました。

平成 7 年から平成 12 年は、地元雇用対策を踏まえ、企業誘致に取り組み 2 社が進出しましたが、依然として人口の減少は続いています。

産業別就業人口比率では、昭和 35 年から令和 2 年にかけて、第 1 次産業が 32.3% から 7.0% に減少していますが、地域特性を考え、今後も引き続き農林水産業の基盤整備を推進します。

さらには、伝統文化、観光産業の促進を図るとともに、観光交流人口拡大に対応した商業空間や商店街の整備も必要と考えています。

### 《吉川地域》

昭和 35 年から昭和 45 年まで、5 年毎に約 280 人の大きな人口減少が続きましたが、昭和 50 年から昭和 55 年の 5 年間では 150 人の人口増がありました。その後は、昭和 60 年及び平成 17 年に微増となった他は令和 2 年まで人口減少が続いており、昭和 55 年から令和 2 年の 40 年間では、30.1 % の減少率となっています。

出生率の低下による少子化の進行が人口減少の主な要因と考えられ、年少（0～14 歳）層で、平成 2 年から平成 22 年の 20 年間では、平均 15 % 程度の減少が続き、平成 27 年では 28.6 % の大幅な減少がありました。また、若年（15～29 歳）層では、平成 22 年に 26.3 % の大幅な減少がありました。

産業別就業人口比率では、昭和 35 年から令和 2 年にかけて、第 3 次産業が 21.2 % から 56.1 % に増加した一方で、第 1 次産業が 71.9 % から 26.8 % に減少しています。

農業や水産業などの基幹産業については、各産業の基盤強化や経営体质の

近代化を促進するとともに、特産物開発や加工などの経営の多角化や販路拡大など、総合的な振興を図る必要があると考えています。

## 工 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

3 地域とも、15 歳以上の就業者を対象とした産業別人口の動向でみると、第3次産業が増加する一方で第1次産業が減少しています。しかし、地域特性を考えると、いずれの地域も第1次産業が基幹産業であることに変わりはなく、地域経済の活性化を図るために農林水産業の基盤整備を推進する必要があります。

特に、豊富な1次產品を地域内で加工し6次産業化できる環境を整え、流通アクセスの良い立地条件を活かし他産業との連携を図ります。

また、観光面においては、地域内の施設・景勝地・体験メニューを活かした滞在・体験型観光地として対応できるような環境を整え地域の活性化を図ります。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

夜須・赤岡・吉川地域における人口の推移は、表 1－1(1)で示すとおり、減少傾向にあります。国勢調査ごとの人口減少率は、昭和 45 年の 8.3%から、一時昭和 55 年から昭和 60 年にかけて横ばい状態になったものの、平成 2 年からは再び減少傾向が強まり、平均 5% 前後での推移の後、平成 27 年には 10.5% と大きく減少しています。

また、人口の減少に反比例して、65 歳以上の高齢者数は、増加を続けており、高齢者比率は、令和 2 年の国勢調査において、昭和 35 年に比較して 4 倍以上の 41.8% と、急激な高齢化が進行しています。

表1－1(1) 人口の推移  
(国勢調査 / 夜須・赤岡・吉川地域)

| 区分               | 昭和35年  |        | 昭和40年  |        | 昭和45年  |        | 昭和50年 |        | 昭和55年  |        | 昭和60年 |    |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|----|
|                  | 実数     | 実数     | 増減率    | 実数     | 増減率    | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率    | 実数     | 増減率   | 実数 |
| 総 数              | 人      | 人      | %      | 人      | %      | 人      | %     | 人      | %      | 人      | %     | 人  |
|                  | 13,596 | 12,539 | △7.8   | 11,501 | △ 8.3  | 11,178 | △ 2.8 | 11,138 | △ 0.4  | 11,118 | △ 0.2 |    |
| 0歳～14歳           | 3,776  | 2,791  | △ 26.1 | 2,259  | △ 19.1 | 2,136  | △ 5.4 | 2,153  | 0.8    | 2,057  | △ 4.5 |    |
| 15歳～64歳          | 8,523  | 8,286  | △ 2.8  | 7,741  | △ 6.6  | 7,455  | △ 3.7 | 7,311  | △ 1.9  | 7,184  | △ 1.7 |    |
| うち<br>15歳～29歳(a) | 2,810  | 2,634  | △ 6.3  | 2,308  | △ 12.4 | 2,119  | △ 8.2 | 1,814  | △ 14.4 | 1,647  | △ 9.2 |    |
| 65歳以上<br>(b)     | 1,297  | 1,462  | 12.7   | 1,501  | 2.7    | 1,587  | 5.7   | 1,674  | 5.5    | 1,877  | 12.1  |    |
| (a)／総数<br>若年者比率  | %      | %      | -      | %      | -      | %      | -     | %      | -      | %      | -     |    |
|                  | 20.7   | 21.0   | -      | 20.1   | -      | 19.0   | -     | 16.3   | -      | 14.8   | -     |    |

|                   |          |           |   |           |   |           |   |           |   |           |   |
|-------------------|----------|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | %<br>9.5 | %<br>11.7 | - | %<br>13.1 | - | %<br>14.2 | - | %<br>15.0 | - | %<br>16.9 | - |
|-------------------|----------|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|

| 区分                | 平成2年        |            | 平成7年        |            | 平成12年      |            | 平成17年      |            | 平成22年      |            |
|-------------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                   | 実数          | 増減率        | 実数          | 増減率        | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率        |
| 総 数               | 人<br>10,573 | %<br>△ 4.9 | 人<br>10,152 | %<br>△ 4.0 | 人<br>9,701 | %<br>△ 4.4 | 人<br>9,494 | %<br>△ 2.1 | 人<br>8,852 | %<br>△ 6.8 |
| 0歳～14歳            | 1,686       | △ 18.0     | 1,344       | △ 20.3     | 1,193      | △ 11.2     | 1,092      | △ 8.5      | 970        | △ 11.2     |
| 15歳～64歳           | 6,785       | △ 5.6      | 6,349       | △ 6.4      | 5,731      | △ 9.7      | 5,512      | △ 3.8      | 4,960      | △ 10.0     |
| うち<br>15歳～29歳(a)  | 1,575       | △ 4.4      | 1,563       | △ 0.8      | 1,438      | △ 8.0      | 1,312      | △ 8.8      | 1,016      | △ 22.6     |
| 65歳以上<br>(b)      | 2,102       | 12.0       | 2,459       | 17.0       | 2,742      | 11.5       | 2,866      | 4.5        | 2,914      | 1.7        |
| (a) / 総数<br>若年者比率 | %<br>14.9   | -          | %<br>15.4   | -          | %<br>14.8  | -          | %<br>13.8  | -          | %<br>11.5  | -          |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | %<br>19.9   | -          | %<br>24.2   | -          | %<br>28.3  | -          | %<br>30.2  | -          | %<br>32.9  | -          |

| 区分                | 平成27年      |             | 令和2年       |            |
|-------------------|------------|-------------|------------|------------|
|                   | 実数         | 増減率         | 実数         | 増減率        |
| 総 数               | 人<br>7,919 | %<br>△ 10.5 | 人<br>7,291 | %<br>△ 7.9 |
| 0歳～14歳            | 756        | △ 22.1      | 619        | △ 18.1     |
| 15歳～64歳           | 4,102      | △ 17.3      | 3,600      | △ 12.2     |
| うち<br>15歳～29歳(a)  | 857        | △ 15.6      | 790        | △ 7.8      |
| 65歳以上<br>(b)      | 3,056      | 4.9         | 3,046      | △ 0.3      |
| (a) / 総数<br>若年者比率 | %<br>10.8  | -           | %<br>10.8  | -          |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 | %<br>38.9  | -           | %<br>41.8  | -          |

表1-1(1) 人口の推移  
(国勢調査 / 香南市全体)

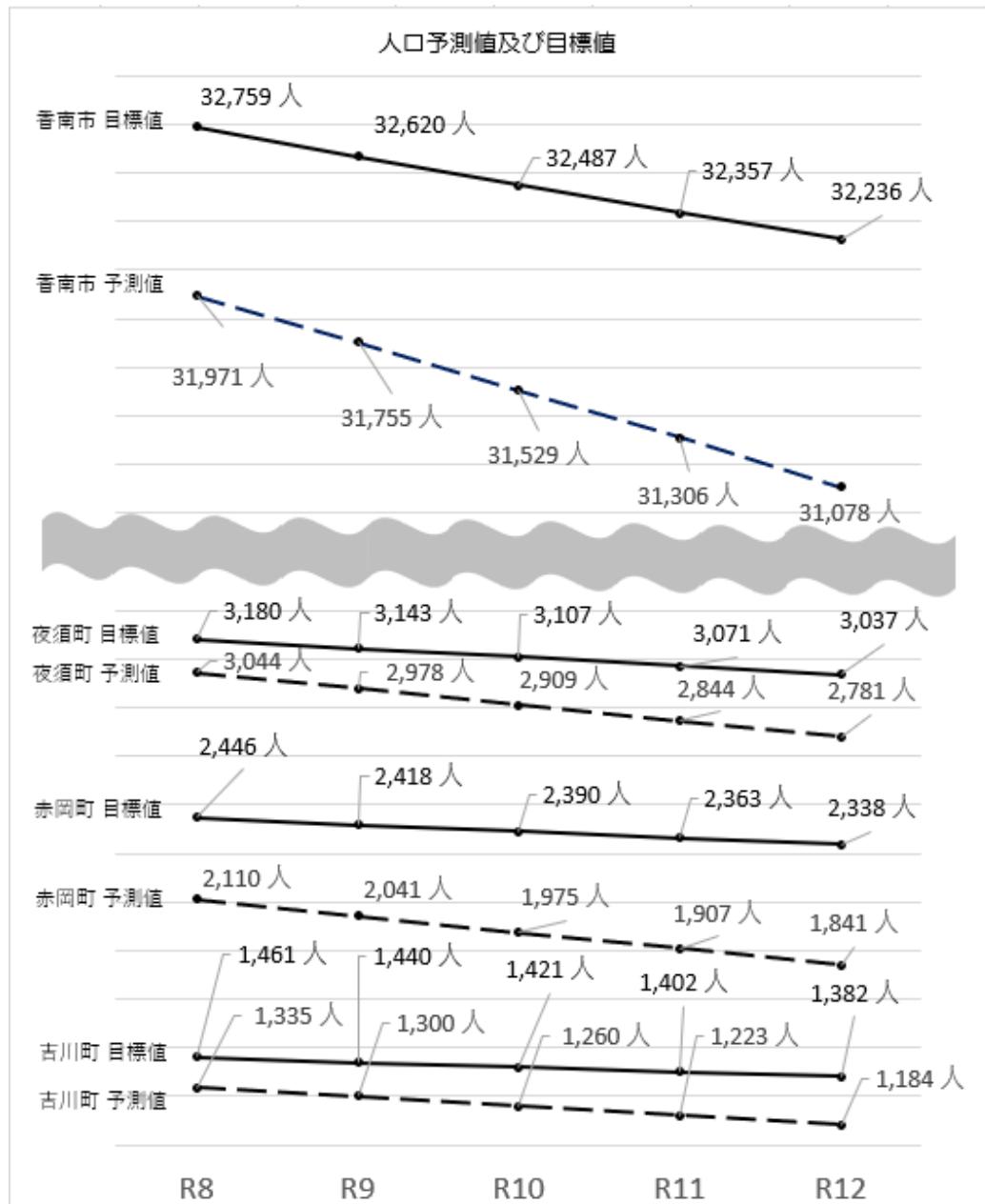
| 区分      | 昭和35年       | 昭和40年       |           | 昭和45年       |           | 昭和50年       |          | 昭和55年       |          | 昭和60年       |          |
|---------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
|         | 実数          | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率      | 実数          | 増減率      | 実数          | 増減率      |
| 総 数     | 人<br>30,429 | 人<br>28,478 | %<br>△6.4 | 人<br>26,570 | %<br>△6.7 | 人<br>26,649 | %<br>0.3 | 人<br>28,493 | %<br>6.9 | 人<br>30,272 | %<br>6.2 |
| 0歳～14歳  | 8,035       | 5,979       | △25.6     | 4,975       | △16.8     | 5,024       | 1.0      | 5,623       | 11.9     | 5,949       | 5.8      |
| 15歳～64歳 | 19,145      | 18,863      | △1.5      | 17,765      | △5.8      | 17,570      | △1.1     | 18,426      | 4.9      | 19,321      | 4.9      |

|                      |           |           |      |           |       |           |      |           |      |           |      |
|----------------------|-----------|-----------|------|-----------|-------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| う<br>ち<br>15歳～29歳(a) | 6,229     | 6,061     | △3.4 | 5,336     | △11.3 | 4,960     | △7.0 | 4,487     | △9.5 | 4,449     | △0.8 |
| 65歳以上<br>(b)         | 3,249     | 3,636     | 11.9 | 3,830     | 5.3   | 4,055     | 5.9  | 4,444     | 9.6  | 5,002     | 12.6 |
| (a)／総数<br>若年者比率      | %<br>20.5 | %<br>21.1 | —    | %<br>20.1 | —     | %<br>18.6 | —    | %<br>15.7 | —    | %<br>14.7 | —    |
| (b)／総数<br>高齢者比率      | %<br>10.7 | %<br>12.8 | —    | %<br>14.4 | —     | %<br>15.2 | —    | %<br>15.6 | —    | %<br>16.5 | —    |

| 区分                   | 平成2年        |          | 平成7年        |          | 平成12年       |          | 平成17年       |          | 平成22年       |          |
|----------------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
|                      | 実数          | 増減率      |
| 総数                   | 人<br>30,664 | %<br>1.3 | 人<br>31,481 | %<br>2.7 | 人<br>32,659 | %<br>3.7 | 人<br>33,541 | %<br>2.7 | 人<br>33,830 | %<br>0.9 |
| 0歳～14歳               | 5,317       | 10.6     | 4,771       | △10.3    | 4,683       | △1.8     | 4,754       | 1.5      | 4,657       | △2.0     |
| 15歳～64歳              | 19,609      | 1.5      | 20,034      | 2.2      | 20,270      | 1.2      | 20,372      | 0.5      | 19,942      | △2.1     |
| う<br>ち<br>15歳～29歳(a) | 4,783       | 7.5      | 5,376       | 12.4     | 5,522       | 2.7      | 4,994       | △9.6     | 4,432       | △11.3    |
| 65歳以上<br>(b)         | 5,738       | 14.7     | 6,676       | 16.3     | 7,663       | 14.8     | 8,391       | 9.5      | 9,165       | 9.2      |
| (a)／総数<br>若年者比率      | %<br>15.6   | —        | %<br>17.1   | —        | %<br>16.9   | —        | %<br>14.9   | —        | %<br>13.1   | —        |
| (b)／総数<br>高齢者比率      | %<br>18.7   | —        | %<br>21.2   | —        | %<br>23.5   | —        | %<br>25     | —        | %<br>27.1   | —        |

| 区分                   | 平成27年       |           | 令和2年        |           |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                      | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       |
| 総数                   | 人<br>32,961 | %<br>△2.6 | 人<br>32,207 | %<br>△2.3 |
| 0歳～14歳               | 4,365       | △6.7      | 3,949       | △9.5      |
| 15歳～64歳              | 18,375      | △8.5      | 17,585      | △4.3      |
| う<br>ち<br>15歳～29歳(a) | 4,223       | △4.9      | 4,191       | △0.8      |
| 65歳以上<br>(b)         | 10,132      | 9.5       | 10,452      | 3.2       |
| (a)／総数<br>若年者比率      | %<br>12.8   | —         | %<br>13.0   | —         |
| (b)／総数<br>高齢者比率      | %<br>30.7   | —         | %<br>32.5   | —         |

表1-1(2) 人口の今後の見通し  
(香南市未来戦略（まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）より)



#### イ 産業別人口の推移と動向

夜須・赤岡・吉川地域の就業人口は、表1-1(3)で示すとおり減少傾向に歯止めがかからず、令和2年の就業人口の総数は、昭和35年の5割程度まで減少しています。産業別では、第1次産業が大きく減少したことに伴い、第3次産業は増加しています。第2次・3次産業とも、本地域には大規模な事業所等は少なく、大部分が高知市を中心に地域外へ就職依存をしていま

す。

今後もこのような傾向で推移していくと予想されますが、後継者の育成や産業基盤整備、環境整備などを推進し、地場産業の振興を図るとともに、進出が予定されている企業に対しては、新たな雇用の場としての連携を強化していく必要があると考えています。

表1-1(3) 産業別人口の動向  
(国勢調査 / 夜須・赤岡・吉川地域)

| 区分     | 昭和35年 |       | 昭和40年 |       | 昭和45年 |       | 昭和50年 |       | 昭和55年 |       | 昭和60年 |       | 平成2年  |    |     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-----|
|        | 実数    | 実数    | 増減率   | 実数 | 増減率 |
| 総数     | 人     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人  | %   |
|        | 6,621 | 6,132 | △ 7.4 | 5,952 | △ 2.9 | 5,404 | △ 9.2 | 5,430 | 0.5   | 5,389 | △ 0.8 | 5,121 | △ 5.0 |    |     |
| 第1次産業  | %     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %  | -   |
| 就業人口比率 | 52.8  | 44.4  | -     | 36.9  | -     | 30.6  | -     | 29.0  | -     | 29.8  | -     | 26.6  | -     |    |     |
| 第2次産業  | %     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %  | -   |
| 就業人口比率 | 13.6  | 16.7  | -     | 19.8  | -     | 21.1  | -     | 20.5  | -     | 18.6  | -     | 21.4  | -     |    |     |
| 第3次産業  | %     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %  | -   |
| 就業人口比率 | 33.5  | 38.8  | -     | 43.3  | -     | 48.1  | -     | 50.4  | -     | 51.6  | -     | 51.9  | -     |    |     |

| 区分     | 平成7年  |       | 平成12年 |       | 平成17年 |       | 平成22年 |        | 平成27年 |       | 令和2年  |        |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
|        | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率    |
| 総数     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %     | 人     | %      | 人     | %     | 人     | %      |
|        | 5,016 | △ 2.1 | 4,723 | △ 5.8 | 4,410 | △ 6.6 | 3,857 | △ 12.5 | 3,539 | △ 8.2 | 3,118 | △ 11.9 |
| 第1次産業  | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -      | %     | -     | %     | -      |
| 就業人口比率 | 24.2  | -     | 22.4  | -     | 22.2  | -     | 21.2  | -      | 21.7  | -     | 21.3  | -      |
| 第2次産業  | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -      | %     | -     | %     | -      |
| 就業人口比率 | 21.1  | -     | 21.2  | -     | 18.0  | -     | 17.2  | -      | 15.9  | -     | 16.3  | -      |
| 第3次産業  | %     | -     | %     | -     | %     | -     | %     | -      | %     | -     | %     | -      |
| 就業人口比率 | 54.6  | -     | 56.1  | -     | 59.8  | -     | 61.6  | -      | 62.4  | -     | 62.4  | -      |

表1-1(3) 産業別人口の動向  
(国勢調査 / 香南市全町)

| 区分     | 昭和35年  |        | 昭和40年 |        | 昭和45年 |        | 昭和50年 |        | 昭和55年 |        | 昭和60年 |        | 平成2年 |    |     |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|------|----|-----|
|        | 実数     | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率  | 実数 | 増減率 |
| 総数     | 人      | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %    | 人  | %   |
|        | 16,477 | 15,241 | △ 7.5 | 15,222 | △ 0.1 | 14,287 | △ 6.1 | 15,152 | 6.1   | 15,712 | 3.7   | 16,007 | 1.9  |    |     |
| 第1次産業  | %      | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -    | %  | -   |
| 就業人口比率 | 61     | 52.7   | -     | 46.4   | -     | 39.8   | -     | 35.3   | -     | 33.7   | -     | 28.8   | -    |    |     |
| 第2次産業  | %      | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -    | %  | -   |
| 就業人口比率 | 11.6   | 14.6   | -     | 16.7   | -     | 17.7   | -     | 18.2   | -     | 18.2   | -     | 20.2   | -    |    |     |
| 第3次産業  | %      | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -     | %      | -    | %  | -   |
| 就業人口比率 | 27.5   | 32.7   | -     | 36.9   | -     | 42.4   | -     | 46.5   | -     | 46.5   | -     | 51.1   | -    |    |     |

| 区分              | 平成7年   |      | 平成12年  |       | 平成17年  |       | 平成22年  |       | 平成27年  |       | 令和2年   |       |
|-----------------|--------|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                 | 実数     | 増減率  | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   |
| 総数              | 人      | %    | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     |
|                 | 16,781 | 4.8  | 17,073 | △ 1.7 | 16,794 | △ 1.6 | 16,021 | △ 4.6 | 15,517 | △ 3.1 | 14,908 | △ 3.9 |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | %      |      | %      |       | %      |       | %      |       | %      |       | %      |       |
| 25.3            | —      | 22   | —      | 21    | —      | 18.7  | —      | 17.5  | —      | 16.2  | —      |       |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | %      |      | %      |       | %      |       | %      |       | %      |       | %      |       |
| 21.3            | —      | 21.7 | —      | 19.5  | —      | 17.3  | —      | 16.2  | —      | 16.3  | —      |       |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | %      |      | %      |       | %      |       | %      |       | %      |       | %      |       |
| 53.3            | —      | 56   | —      | 59.3  | —      | 64.1  | —      | 66.3  | —      | 67.5  | —      |       |

※平成17年までの総数には分類不能の産業を含む。

### (3) 行財政の状況

#### 行政の状況

旧赤岡町の行政機構は、町長部局に5つの課及び保育所、町民会館が配置され、その他教育委員会、議会事務局、農業委員会、監査委員会、選挙管理委員会で組織されており、「絵金とどろめのまち」をキャッチフレーズとして、元気赤岡を合い言葉に住民一人ひとりが大切にされるまちづくりを進めてきました。

旧夜須町の行政機構は、町長部局に5課、教育委員会に事務局及び、幼稚園、保育所、その他固定資産評価審査委員会、議会事務局、農業委員会、監査委員会、選挙管理委員会が配置されており、海や山、川といった自然を活かした元気で創造性あふれる地域づくりを目指してきました。

旧吉川村の行政機構は、村長部局に4課及び保育園が配置され、その他教育委員会、土地開発公社、議会事務局、農業委員会、監査委員事務局、選挙管理委員会が配置されており、「海・川・人 みんな光る 吉川村」を基本目標として地域づくりに取り組んできました。

合併後は、野市地域に本庁を配置し、赤岡地域及び夜須地域、吉川地域には、支所を配置することでサービス体制を維持し、本庁と連携することにより各地域の振興と行政サービスの提供に努めています。

また、各地域には、まちづくり自治会・協議会を設立し、住民参加型の行政、住民との協働によるまちづくりの推進にも積極的に取り組んでいます。

#### 財政の状況

旧赤岡町及び旧夜須町において、自主財源である税収入は、総収入の10%程度で推移し、旧吉川村においては、総収入の6%程度で推移してきました。また、三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の減少などにより、財政基盤はきわめて脆弱でした。こうした状況においても、サービスを低下させないよう効率の良い施策を考えるとともに、多様化する住民ニーズについて再度、緊急性、重要性を検討し、実施する事業を取捨選択してきました。

合併後はこれまでに、指定管理制度の導入や定員管理計画による職員の削

減等内部経費の削減を図るとともに、積極的な繰上償還の実施や基金の積み立て、租税債権管理機構による歳入確保など、効果的かつ健全な財政運営に努めてきました。しかしながら、今後ますます少子高齢化が進行するなか、社会保障費の増加や南海トラフ地震対策、老朽化した施設の更新費用等、多額の財政負担が見込まれます。

持続可能な財政運営を図るため、事務事業の見直しをはじめ、徹底した行政改革に取り組み、財政基盤の強化と財政の健全化に務めていかなければなりません。

### 施設整備の状況

旧赤岡町はこれまでの事業により、西部地域の諸施設の整備、住環境の整備を進め、一定の成果を挙げてきましたが、東部地域については、生活環境、交通通信体系、産業振興、地域振興のための文化施設等の整備が遅っていました。また、旧夜須町では、下水道施設については、ほぼ完了していましたが、他の生活環境の整備や交通通信体系、産業振興のための整備等は、まだまだ十分とは言えませんでした。旧吉川村では、住環境については、地方改善事業や小集落地区改良事業を推進し、改良住宅、集落内道路、公園等の整備を進めてきました。上下水道については、簡易水道により水道事業を運営し、良質水の安定供給に努めていましたが、一方で、合併処理浄化槽の普及率が低く、整備が十分とは言えませんでした。

合併後は、要望のあった施設を整備することにより、一定の成果を挙げてきましたが、3地域は海に面していることもあり、南海トラフ地震対策が喫緊の課題となっています。

表1－2(1)財政の状況

《夜須地域》

(単位：千円)

| 区分            | 平成12年度    | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成25年度 |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|
| 歳入総額A         | 2,953,218 |        |        |        |
| 一般財源          | 1,990,986 |        |        |        |
| 国庫支出金         | 105,029   |        |        |        |
| 都道府県支出金       | 214,246   |        |        |        |
| 地方債           | 329,900   |        |        |        |
| うち過疎債         | 139,700   |        |        |        |
| その他           | 313,057   |        |        |        |
| 歳出総額B         | 2,843,764 |        |        |        |
| 義務的経費         | 1,130,064 |        |        |        |
| 投資的経費         | 573,613   |        |        |        |
| うち普通建設事業      | 553,907   |        |        |        |
| その他           | 1,140,087 |        |        |        |
| 過疎対策事業費       | 156,753   |        |        |        |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 109,454   |        |        |        |
| 翌年度へ繰越すべき財源D  | 51,143    |        |        |        |
| 実質収支C-D       | 58,311    |        |        |        |
| 財政力指数         | 0.232     |        |        |        |
| 公債費負担比率       | 19.3      |        |        |        |

|         |           |  |  |  |
|---------|-----------|--|--|--|
| 実質公債費比率 | —         |  |  |  |
| 起債制限比率  | 11.0      |  |  |  |
| 経常収支比率  | 82.0      |  |  |  |
| 将来負担比率  | —         |  |  |  |
| 地方債現在高  | 4,292,618 |  |  |  |

### 《赤岡地域》

(単位：千円)

| 区分            | 平成12年度    | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成25年度 |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|
| 歳入総額A         | 2,707,192 |        |        |        |
| 一般財源          | 1,801,472 |        |        |        |
| 国庫支出金         | 70,031    |        |        |        |
| 都道府県支出金       | 160,889   |        |        |        |
| 地方債           | 311,200   |        |        |        |
| うち過疎債         | 0         |        |        |        |
| その他           | 363,600   |        |        |        |
| 歳出総額B         | 2,546,877 |        |        |        |
| 義務的経費         | 1,351,595 |        |        |        |
| 投資的経費         | 436,287   |        |        |        |
| うち普通建設事業      | 436,287   |        |        |        |
| その他           | 758,995   |        |        |        |
| 過疎対策事業費       | 0         |        |        |        |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 160,315   |        |        |        |
| 翌年度へ繰越すべき財源D  | 82,132    |        |        |        |
| 実質収支C-D       | 78,183    |        |        |        |
| 財政力指数         | 0.219     |        |        |        |
| 公債費負担比率       | 28.9      |        |        |        |
| 実質公債費比率       | —         |        |        |        |
| 起債制限比率        | 18.8      |        |        |        |
| 経常収支比率        | 98.9      |        |        |        |
| 将来負担比率        | —         |        |        |        |
| 地方債現在高        | 5,908,807 |        |        |        |

### 《吉川地域》

(単位：千円)

| 区分       | 平成12年度    | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成25年度 |
|----------|-----------|--------|--------|--------|
| 歳入総額A    | 2,451,480 |        |        |        |
| 一般財源     | 1,747,677 |        |        |        |
| 国庫支出金    | 130,094   |        |        |        |
| 都道府県支出金  | 182,017   |        |        |        |
| 地方債      | 188,800   |        |        |        |
| うち過疎債    | 0         |        |        |        |
| その他      | 202,892   |        |        |        |
| 歳出総額B    | 2,387,217 |        |        |        |
| 義務的経費    | 1,295,735 |        |        |        |
| 投資的経費    | 476,844   |        |        |        |
| うち普通建設事業 | 476,844   |        |        |        |

|                 |           |  |  |  |
|-----------------|-----------|--|--|--|
| その他の過疎対策事業費     | 614,638   |  |  |  |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 0         |  |  |  |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 64,263    |  |  |  |
| 実質収支 C-D        | 33,293    |  |  |  |
| 財政力指数           | 30,970    |  |  |  |
| 公債費負担比率         |           |  |  |  |
| 実質公債費比率         |           |  |  |  |
| 起債制限比率          |           |  |  |  |
| 経常収支比率          |           |  |  |  |
| 将来負担比率          |           |  |  |  |
| 地方債現在高          | 5,851,347 |  |  |  |

### 《香南市全体》

(単位:千円)

| 区分              | 平成12年度 | 平成17年度     | 平成22年度     | 平成25年度     |
|-----------------|--------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A          |        | 18,164,530 | 19,409,625 | 20,588,958 |
| 一般財源            |        | 10,118,473 | 11,779,738 | 11,827,013 |
| 国庫支出金           |        | 752,248    | 2,371,527  | 3,220,624  |
| 都道府県支出金         |        | 1,525,502  | 1,116,089  | 1,037,083  |
| 地方債             |        | 2,663,900  | 2,551,600  | 2,409,000  |
| うち過疎債           |        | 207,400    | 233,000    | 89,700     |
| その他の過疎対策事業費     |        | 3,104,407  | 1,590,671  | 2,095,238  |
| 歳出総額 B          |        | 17,558,522 | 18,442,591 | 19,849,030 |
| 義務的経費           |        | 7,988,956  | 10,493,444 | 9,875,668  |
| 投資的経費           |        | 4,227,337  | 2,390,419  | 2,853,264  |
| うち普通建設事業        |        | 3,941,960  | 2,379,240  | 2,840,976  |
| その他の過疎対策事業費     |        | 5,342,229  | 5,558,728  | 7,120,098  |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) |        | 599,760    | 270,816    | 141,577    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   |        | 606,008    | 967,034    | 739,928    |
| 実質収支 C-D        |        | 168,784    | 165,249    | 271,943    |
| 財政力指数           |        | 437,224    | 801,785    | 467,985    |
| 公債費負担比率         |        | 0.34       | 0.36       | 0.35       |
| 実質公債費比率         |        | 24.4       | 29.7       | 24.2       |
| 起債制限比率          |        | —          | 18.4       | 12.6       |
| 経常収支比率          |        | 13.7       | —          | —          |
| 将来負担比率          |        | 96.6       | 84.3       | 87.2       |
| 地方債現在高          |        | —          | 45.7       | —          |
|                 |        | 27,817,349 | 19,794,758 | 17,482,330 |

| 区分          | 平成27年度     | 令和2年度      |
|-------------|------------|------------|
| 歳入総額 A      | 21,770,658 | 24,164,261 |
| 一般財源        | 14,551,803 | 13,219,688 |
| 国庫支出金       | 2,742,240  | 6,382,632  |
| 都道府県支出金     | 1,391,950  | 1,496,625  |
| 地方債         | 2,032,600  | 1,879,756  |
| うち過疎債       | 72,900     | 149,500    |
| その他の過疎対策事業費 | 1,052,065  | 1,185,560  |
| 歳出総額 B      | 21,196,211 | 23,378,637 |
| 義務的経費       | 9,577,500  | 8,878,023  |
| 投資的経費       | 3,384,322  | 3,893,399  |
| うち普通建設事業    | 2,973,751  | 3,777,615  |
| その他の過疎対策事業費 | 8,234,389  | 10,607,215 |
| 過疎対策事業費     | 219,371    | 167,258    |

|                 |            |            |
|-----------------|------------|------------|
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 574,447    | 785,624    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 81,471     | 457,784    |
| 実質収支 C-D        | 492,976    | 327,840    |
| 財政力指數           | 0.35       | 0.35       |
| 公債費負担比率         | 21.0       | 14.5       |
| 実質公債費比率         | 11.1       | 4.6        |
| 起債制限比率          | —          | —          |
| 経常収支比率          | 85.1       | 90.0       |
| 将来負担比率          | —          | —          |
| 地方債現在高          | 17,021,125 | 16,355,524 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

## 《夜須地域》

| 区分                       | 昭和45<br>年度末 | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和2<br>年度末 |
|--------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道                     |             |             |            |             |             |            |
| 改良率(%)                   | 7.7         | 32          | 29.9       | 33.2        |             |            |
| 舗装率(%)                   | 5.5         | 40.2        | 79.8       | 81.5        |             |            |
| 農道延長(m)                  | 31,508      | 39,298      | 40,950     | 6,405       |             |            |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)          | 68.2        | 94.7        | 101.4      | 16.3        |             |            |
| 林道延長(m)                  | 21,037      | 34,815      | 29,839     | 24,027      |             |            |
| 林野1ha当たり林道延長(m)          | 10.3        | 16.8        | 14.5       | 13.6        |             |            |
| 水道普及率(%)                 | 71.2        | 94.3        | 95.7       | 95.3        |             |            |
| 水洗化率(%)                  | 0           | 0           | 0          | 72.2        |             |            |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数(床) | 0           | 0           | 0          | 0           |             |            |

## 《赤岡地域》

| 区分                       | 昭和45<br>年度末 | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和2<br>年度末 |
|--------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道                     |             |             |            |             |             |            |
| 改良率(%)                   | —           | 19.2        | 62.8       | 72.1        |             |            |
| 舗装率(%)                   | 74.5        | 72          | 99.5       | 99.9        |             |            |
| 農道延長(m)                  | 20,220      | 20,220      | 20,220     | 20,220      |             |            |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)          | 252.8       | 342.7       | 412.7      | 459.5       |             |            |
| 林道延長(m)                  | 0           | 0           | 0          | 0           |             |            |
| 林野1ha当たり林道延長(m)          | 0           | 0           | 0          | 0           |             |            |
| 水道普及率(%)                 | 100         | 100         | 100        | 100         |             |            |
| 水洗化率(%)                  | 0           | 0           | 25.7       | 45.1        |             |            |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数(床) | 0           | 0           | 0          | 0           |             |            |

## 《夜須・赤岡地域》

| 区分 | 昭和45<br>年度末 | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和2<br>年度末 |
|----|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
|    |             |             |            |             |             |            |

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 市町村道                 |        |
| 改良率(%)               |        |
| 舗装率(%)               |        |
| 農道延長(m)              |        |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)      |        |
| 林道延長(m)              |        |
| 林野1ha当たり林道延長(m)      |        |
| 水道普及率(%)             |        |
| 水洗化率(%)              |        |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数(床) |        |
|                      | 42     |
|                      | 85.7   |
|                      | 26,625 |
|                      | 60.9   |
|                      | 24,027 |
|                      | 13.6   |
|                      | 96.8   |
|                      | 34     |
|                      | 0      |

《香南市全体》

| 区分                   | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和2年度末 |
|----------------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 市町村道                 |         |         |        |         |         |        |
| 改良率(%)               |         |         |        | 56.1    | 58.6    | 64.4   |
| 舗装率(%)               |         |         |        | 84.3    | 85.5    | 88.4   |
| 農道延長(m)              |         |         |        | 82,072  | 73,936  | 73,936 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)      |         |         |        | 32.2    | —       | —      |
| 林道延長(m)              |         |         |        | 32,652  | 32,594  | 32,594 |
| 林野1ha当たり林道延長(m)      |         |         |        | 7.1     | —       | —      |
| 水道普及率(%)             |         |         |        | 98.8    | 99.2    | 100.0  |
| 水洗化率(%)              |         |         |        | 51.7    | 75.1    | 81.1   |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数(床) |         |         |        | —       | 107     | 107    |

#### (4) 地域の持続的発展のための基本方針

人口の減少と高齢化が進むなか、過疎地域の持続的発展を目指して、次の5つを基本方針として定めます。

- 「地域資源を活かした産業の振興」
- 「交通体系と情報通信環境の整備」
- 「若者が魅力を感じ、高齢者が安心して暮らせる環境整備」
- 「住民と行政との協働によるまちづくり」
- 「子育て環境の充実」

また、本市の地方創生の指針となる「香南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動させることにより、効果的に対策を進めるとともに、SDGsの理念に沿って持続可能なまちづくりや地域活性化の推進を図ります。

なお、上の基本方針に基づき、以下の施策に取り組みます。

## ア 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

移住・定住については、香南市を移住先に選んでもらえるよう市の魅力を発信するとともに、「交流人口」「関係人口」の拡大や新築住宅の取得支援などの移住促進に向けた取り組みを進めます。県が取り組む移住促進施策や他市町村とも連携し、移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、香南市への新しい「ひと」の流れをつくり出すことを目指します。

地域間交流については、引き続き地域資源を活かしたイベントや交流事業を行うとともに、情報ネットワークを活用した交流を推進します。

人材育成については、まちづくり自治会や協議会の組織力の維持・強化及び地域リーダーの育成などを推進します。

## イ 産業の振興

香南市では、香南市産業振興計画を策定し、高知県産業振興計画との関係性を常に意識しながら、「次代を担う若者が、地域で誇りと希望を持ち、産業の新たな担い手となって活力が保たれる香南市」を将来像として、香南市独自の産業振興策を検討し、持続可能な活力ある都市の再生を目指します。

農業では、新たな担い手や後継者の確保に取り組むとともに、農業基盤の整備を図ります。

林業では、生産性の向上と森林の保全・活用を図るため、林道・作業道などの整備や人工林の間伐を促進し、また、自然とのふれあいやレクリエーションなど森林や里山の利活用についても取り組みます。

水産業では、漁港機能の向上、資源確保のための漁場環境改善など漁業生産基盤の整備を図り、安全で新鮮な漁獲物の安定供給による市場を拡大するとともに、新規漁業就業者の支援及び雇用の場の確保を促進し、遊漁等、観光産業の振興を図ります。

また、夜須地域南部では、ヤ・シィパーク、シースポを中心に、現有の観光資源を保全しながら、施設とあわせた一体的な観光レクリエーション機能の充実を図るとともに、商業地域において、地場産品流通の場を整備し、農・水・商一体となつたにぎわいのある拠点づくりを行い、観光レクリエーションと商工業や農林水産業が連携した地域産業の振興を図ります。

## ウ 地域における情報化

今日の急速な情報化に対し、防災行政無線などの情報提供の基盤整備を行い、迅速な行政情報提供及び情報の共有化を図り、双方向の行政サービスができるまちづくりを推進します。

災害時には、安否確認や被災状況等を伝達するための、香南市防災情報通信・管理システムの整備を図ります。また、香南ケーブルテレビへの加入を推進します。

インターネット等の利用については、無線 LAN による環境整備を行うとともに、住民対象のパソコン教室の開催などにより、情報化社会への関心を促進します。

## 工 交通施設の整備、交通手段の確保

市域における交流人口の拡大や物流促進による地域経済の振興及び発展のためには、道路ネットワークが重要であり、都市構造上・都市交通上の課題を整理し、有効な幹線道路網の形成を図ります。地理的優位性を十分活用するためにも、国道、県道の早期改良整備は必要不可欠であり、国、県に対して引き続き強く要望するとともに、集落間を結ぶ市道や農道、林道の整備を図ります。狭隘な道路については、幅員を拡幅し、通学路の交通対策や障害のある人、高齢者に安全でやさしい道路整備を行います。

地域公共交通の確保のため、市営バス及び予約式乗合タクシーの運行維持、駅周辺の環境整備及び鉄道事業者の経営助成を行います。

## 才 生活環境の整備

健康的で快適な住民生活を推進するには、生活環境を整備することが基本条件であることから、安心で快適に暮らせる環境づくりのため、ハード、ソフト両面において生活環境整備を行います。

上・下水道施設については、老朽管路の更新や特定環境保全公共下水道、農業集落排水への加入促進、合併浄化槽の設置の促進、地震津波対策及び長寿命化計画に沿った改築更新を行います。

公営住宅については、誰もが安心して生活できるユニバーサルデザインの機能を備えた住宅整備を図ります。また、環境対策として、公害やゴミ問題、自然環境の保全活動に取り組みます。

若者の都市部への流出による過疎化防止のために、企業との連携を密にし、定住を踏まえた雇用対策を充実します。消防及び防災対策については、南海トラフ地震や台風等による災害に備えるため、消防車両や消防施設を整備し、さらに津波避難場所や津波避難道の整備を行います。

また、消防団員の育成及び加入を促進し、自主防災組織や自治会、協議会の設置に努め、地域住民が安心して暮らしていくまちづくりに取り組みます。

## 力 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育てをしながら安心して働き続けられるよう、保育サービスなどの充実や子育てにおける経済的負担の軽減、安心して子育てができる生活環境の整備等を行います。誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境を整えるために、家庭・地域・関係機関等と連携しながら、妊娠・出産・育児・就学前保育・教育をサポートしていく施策

を展開します。

高齢者の保健福祉の向上と介護保険事業運営の基礎となる「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「こうなん げんき 21（健康増進計画）」に基づき、社会福祉協議会など関係機関等との連携のもと、必要なときに適切なサービスを受けられ、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、年齢に応じた生きがい活動の体制づくりや介護予防・生活支援のボランティアの育成を図ります。

#### キ 医療の確保

市内医療機関を軸に保健、福祉等の関係機関、団体と密接な連携のもとに、地域の実態に即した機能的な医療体制の拡充に努めるとともに、保健活動の強化による医療と保健の一体化、さらに福祉も含めた包括医療体制の整備、充実を推進します。

#### ク 教育の振興

地域の特性を活かした学校教育を推進するとともに、教育の情報化等、教育内容や方法の多様化に対応した施設や設備の充実を図ります。

また、多様化する住民ニーズに対応するため、「香南市教育振興基本計画」に基づき、就学前・学校教育、文化施設・スポーツ関連施設等、「まなび」の拠点機能の強化に努め、市民の状況やライフステージに応じた「まなび」の展開につなげます。また、文化・芸術やスポーツ振興を通して、市民が充実した人生を過ごせる環境づくりを推進するとともに、持続可能な地域社会をめざした後進の育成や指導者の育成に努めます。

就学前保育・教育では、子ども一人ひとりの発達に応じた基本的生活習慣の形成に努めるとともに、多様な体験・ふれあいを通じて豊かな情操や思考力・表現力などの育成に努めます。

また、保幼小中、家庭、地域の連携・協働により、地域に開かれた信頼できる保育所・幼稚園・こども園づくりに取り組みます。

学校教育では、地域の特性に配慮した教育課程の編成を実施し、学校、家庭、地域住民との効果的な連携のもと教育内容を充実させ、まちの将来を担う子どもたちの育成に努めます。

まちの活性化を目指す団体等に積極的な支援を行い、それらの活動を通してボランティアの組織化等、人づくりの充実を図ります。

#### ケ 集落の整備

集落機能の維持、強化を推進するため、集落の学習、交流等の拠点施設として集会所の整備や有効活用を進めるとともに、集落営農の推進に取り組み、集落間の交通体系や情報網の整備、集落の維持強化を図ります。

また、集落の活性化を図るため、空き家を活用した事業に取り組みます。

## コ 地域文化の振興等

地域の文化財や伝統文化などの保全活用に努めるとともに、自主文化活動を促進します。

伝統文化の承継者の育成、各種の魅力ある文化活動やまちづくり活動を支援し、住民が文化芸術に親しむ機会を拡充します。

## サ 再生可能エネルギーの利用の推進

環境への負荷の少ないまちをつくるため、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などに積極的に取り組み、自然エネルギーを取り入れた、低炭素型のまちづくりを推進します。

また、ごみの減量化や再資源化を推進し、循環型社会の促進に取り組みます。

## シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 過疎地域持続的発展特別事業基金積立

過疎地域の持続的発展に要する経費の財源として積み立てるとともに、基金は必要に応じて取り崩し、事業に充てることとします。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) の基本方針に基づき、香南市の持続的発展に関する目標として「人口に関する目標」を以下のとおり設定することとします。

| 人口目標値     | R8     | R9     | R10    | R11    | R12    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 過疎地域合計    | 7,087人 | 7,001人 | 6,918人 | 6,836人 | 6,757人 |
| 前年度比      | △92人   | △86人   | △83人   | △82人   | △92人   |
|           | △1.28% | △1.21% | △1.19% | △1.19% | △1.16% |
| 人口予測値との比較 | +598人  | +682人  | +774人  | +862人  | +951人  |
|           | △0.61% | +1.41% | +1.57% | +1.58% | +1.65% |

| 人口予測値  | R8     | R9     | R10    | R11    | R12    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 過疎地域合計 | 6,489人 | 6,319人 | 6,144人 | 5,974人 | 5,806人 |
| 前年度比   | +43人   | △170人  | △175人  | △170人  | △168人  |
|        | +0.67% | △2.62% | △2.76% | △2.77% | △2.81% |

※人口目標値・人口予測値：香南市未来戦略（まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）より過疎地域分を算出。令和4年度から吉川地域を合算。

## **(6) 地域の達成状況の評価に関する事項**

本計画の目標の達成状況については、香南市企画財政課において、毎年度事後評価することとし、その結果を市議会へ報告するとともに市ホームページで公表することとします。

## **(7) 計画期間**

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

## **(8) 公共施設等総合管理計画との整合**

公共施設等の整備や維持・管理などについては、以下の香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

1. 新たな公共建築物整備の抑制
2. 公共建築物保有量の段階的縮減
3. 公共サービス機能に着目した再配置と未利用施設の有効活用
4. 公共施設等のライフサイクルコストの最適化と市民と協働のマネジメント

# **2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成**

## **(1) 現況と問題点**

### **移住・定住**

香南市の人口は、今後も減少傾向が続くことが予想されています。15 歳未満の割合は県内で最も高く、65 歳以上の割合は低いなど、県内では比較的若い世代が多く居住していますが、地区人口は、山間部、沿岸部に人口減少が顕著に現れ、市街地との地域格差が課題となっています。

### **地域間交流**

各地域の個性を大切にしつつ、香南市としての一体感を高めるために、地域間交流や地域を超えた世代間交流・他文化交流を促進する必要があります。

### **人材育成**

過疎や高齢化、空洞化、核家族化などにより、集落・地域のコミュニティ機能の低下が危惧されています。

## (2) その対策

### 移住・定住

#### (主な施策)

移住フェア等を活用しながら、移住相談対応を行うとともに、さまざまな媒体を通した情報発信を推進します。安心して住み続けることができる環境づくりに努めるとともに、移住希望者の受け皿となる空き家バンクの活用や市街地との人口格差解消のための新築住宅の取得支援等に取り組み、移住定住の促進を図ります。また、県や近隣市町村と連携した取組を推進します。そのほか、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を増やし、地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野の拡大を図ります。

#### 1) 移住を希望する若者への対応強化

UターンやIターン等、様々な移住の在り方に対応できるように、本市の魅力や本市で暮らすことのメリット・デメリットを整理し、移住希望者が必要とする情報（住まいや仕事等）が届くように対応を強化し移住したいと思われる香南市をつくります。

また、移住者等と地域の方々が理解し合える環境づくりの確立やフォローバック体制等に引き続き取り組み、定住へつなげ、地域の新たな担い手の増加につなげていきます。

#### 2) 居住環境の整備

市民の方に、安全でいつまでも住み続けたいと感じてもらえるよう、住宅の耐震化や改修等を推進します。市街地との人口格差解消のために、市内の人団地での新築住宅の取得支援を行い、定住の促進を図ります。

#### 3) 移住促進の取組強化

香南市では、高齢化と人口減少が進行し、それに伴い空き家が増加しています。この空き家について実態調査を行い、活用可能な空き家については空き家バンクへ登録するなど、移住者向け住宅として活用し、移住促進を図っていきます。また、国や高知県と連携を図り、移住促進と人材確保を目的とした「高知県 U/Iターンサポートセンター」と連携した取り組みを推進していくとともに、高知市・南国市・香美市・香南市の4市からなる「高知まんなか移住協議会」でも、連携して事業に取り組んでいきます。さらに、定住に向けた取り組みとして移住者同士の交流、移住者と地域との交流を図るために「移住者交流会」を開催していきます。

#### 4) 関係人口の創出

「関係人口」として香南市とつながりをつくることは、地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待されています。「交流人口」「関係人口」の拡大を図る取り組みとして、こうなんワーキングホリデーを実施し、地域の事業者と連携しながら、香南市の暮らしと仕事を体験してもらい、将来的な移住・担い手確保につながるよう取り組みを推進していきます。

す。また、香南市での就業への関わりをもてる事業や市外住民の地域イベントの運営参加など、つながりを拡大・深化させる取り組みも推進していきます。

## 地域間交流

### (主な施策)

地域間や世代間の交流を推進し、新しいまちの一体化と良好な地域コミュニティの形成を図ります。また、児童生徒の国際的な視野を広め、国際感覚の醸成を促進します。

#### 1) 地域間や世代間の交流の推進

生涯学習や生涯スポーツの場を活用し、地域間の交流や幅広い世代の相互交流を推進します。

#### 2) 異業種間交流と若者の出会いの場づくり

農業者や漁業者、個人商店の経営者、学生など、さまざまな職種の異業種間交流を支援し、職業能力の開発や情報収集を促進するとともに、若者の結婚に結びつくような出会いの場の創出を図ります。

#### 3) 姉妹都市交流の促進

姉妹都市提携をしている沖縄県八重瀬町との児童生徒の教育交流や地場産品の普及などを図る産業交流を促進します。また、産業や文化などさまざまな分野の民間交流を促進し、交流をさらに深める活動を支援します。

#### 4) 国際交流の推進

学校教育をはじめ生涯学習の場を活用し、国際交流員・外国語指導助手などによる外国語教育を推進します。

## 人材育成

### (主な施策)

自治組織等の地域単位でのコミュニティ意識の醸成を図りながら、地域活動への参加を促進し、自治機能の強化を図るまちづくりを進めるとともに、地域リーダーの育成に取り組みます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分                          | 事業名<br>(施設名)                          | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|--|---------------------------------------|---|----------|----|
| 1. 移住・<br>定住、地域<br>間交流の促<br>進、人材育<br>成 | (4)過疎地<br>域持続的発展<br>特別事業<br><br>移住・定住 | ウェルカム移住・定住促進事業                                    | 市        |    |
|  |                                       | 移住・定住促進のしくみづくりとして、香南市を移住先に選んでもらえる情報の発信や交流イベントを行い、 |          |    |

|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | 市の魅力を発信するとともに、市内の空き家の有効活用を通して、移住、中長期滞在及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる。        |   |  |
|  |  | 新築住宅取得支援事業  |   |  |
|  |  | 移住・定住促進のしくみづくりとして、新築住宅の取得支援を行うことにより、市内人口分布の平準化及び地域格差の解消を図り、地域の活性化につなげる。 | 市 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### 農業

海外からの輸入や流通体系の変化、産地間競争の激化など農業を取り巻く状況は厳しく、また、農業資材や燃料費の高騰もあいまって、厳しい状況におかれています。

また、農家戸数の減少や就農者の高齢化により、耕作放棄地や遊休農地が増加しています夜須地域では、エメラルドメロン、ルナピエナ（スイカ）、フルーツトマト等、吉川地域では、ニラ、ラッキョウ等の栽培が盛んで意欲的な取り組みをしていますが、農家戸数が年々減少しており後継者不足による農業者の高齢化も進んでいます。

##### 林業

輸入木材の影響を受け価格は長期にわたり低迷しています。また、木造住宅の需要の減少もあいまって、林業経営は採算が見込めない状況であり、山林の荒廃が進んでいます。

##### 水産業

赤岡地域・吉川地域のシラス漁、夜須地域のシイラ漁が大半を占めていますが、輸入魚の増加や食生活の変化などによる魚価の低迷、また、燃料費の高騰、漁獲量の減少等により、漁業経営は、非常に不安定なものとなっています。

また、漁業従事者の高齢化が進み、漁業経営体数が大幅に減少しており、担い手の育成が課題となっています。

## 商業

大型店舗への消費者の流出や経営者の高齢化により商店街に空き店舗が増えています。このことは、商業の沈滞のみならず、商店街が形成されたまちの活気や治安面にも影響を及ぼすため、対策を講じる必要があります。

## 工業

企業誘致の推進は、地域経済を活性化させるだけでなく、地域での雇用創出の観点からも必要です。

## 観光

市内には、のいち動物公園やヤ・シィパークなど入込客の多い施設があります。今後こうした施設のもつ集客力を活用し、波及効果を広げることが求められています。

また、どろめ祭りや絵金祭り、手結盆踊り、みなこい港まつりなど個性的な地域イベントがあります。それらの開催の際には、地域住民や地元商店街との関わりを大切にし、訪れた人たちが地域との交流を楽しめる機会を創ることが必要です。

## 雇用促進

地域の活性化を図るだけでなく、住民がゆとりある地域生活を営むためには、働く場所が地域の中にあることが必要です。

# (2) その対策

## 農業

### (主な施策)

基幹産業である農業の生産性と収益性を高めるため、地域の実情に応じた生産基盤の整備や維持補修を進め、地域特産物の有利販売に努めるとともに地産地消など消費拡大を図ります。あわせて、地域資源を活用した魅力的で競争力のある産業展開を目指します。

#### 1) 農業生産基盤の充実

ほ場整備や農道、用排水施設の整備を推進し、農業生産基盤を確立するとともに、優良農地を保全します。

#### 2) 担い手対策の促進

地域農業の振興を図るとともに、農家経営改善による所得向上を目指し、認定農業者への誘導を行います。また、新規就農者、女性就農者など多様な担い手農家を育成します。

#### 3) 農地の保全と活用の促進

担い手への農地集積を図るとともに、農業生産法人の育成や農業公社などの受委託を促進し、農地の保全に努めます。

#### 4) 多様な農業の推進

生産性の高い農業経営を確立していくために、夜須のエメラルドメロンや吉川の二ラのような高知県を代表する園芸品目の生産体制の強化とあわせて、品質や評価の向上に努めるとともに、新しい農産品の開発を促進します。また、学校給食への利用拡大や地元消費に安定的に対応できる生産・販売・流通体制を確立し地産地消を促進します。

食の安全・安心や環境保全を意識した無農薬や有機栽培などによる環境保全型農業を促進します。

「人と環境に優しい園芸産地」としての JA 高知県香美地区ブランドを構築し、市場での有利販売に取り組みます。

### **林業**

#### (主な施策)

過疎地域内の中山間地域の生活道ともなっている林道・作業道の維持管理と整備を進め、人工林の間伐を支援するなど、林業経営の持続的な発展を促す取り組みを進めます。

#### 1) 森林の多面的な利活用の促進

森林は、木材や林産物を供給する経済的機能に加え、地球温暖化の緩和、水源涵養、生態系の保全など公益的な機能をもっています。

林業の生産性の向上と森林の保全・活用を図るため、林道・作業道などの整備や人工林の間伐を促進し、また、自然とのふれあいやレクリエーションなど森林や里山の利活用についても取り組みます。

#### 2) 木育事業の推進

市内の保幼こ小中学校での森林体験学習や、新生児に木のおもちゃを贈呈することで、子どもたちやその家族に山や木を感じ、関心を深めもらう取り組みを進めます。

#### 3) 県産材の利用促進

木の文化県構想の推進、循環型社会の実現、県産材の利用促進による需要拡大、地域産業の振興、森林の整備促進等の観点から、策定された「高知県産材利用推進方針」に沿って、県産材の利用促進、需要拡大を図ります。

### **水産業**

#### (主な施策)

漁港の改修・整備や水産施設の整備の充実を図るとともに漁場の回復や栽培漁業の振興に努め、経営の近代化や多角化を支援する取り組みを進めます。

#### 1) 漁港の改修・整備などの推進

漁港の改修や水産施設・設備を充実するとともに、水産資源の生息の場の

修復などによる漁場の生産力の回復を図ります。また、栽培漁業など水産業の振興に努めます。

## 2) 漁業経営の近代化の推進

効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫した漁業経営を展開できるよう、漁業者自らの取り組みによる計画的な経営改善の仕組みづくりを行うとともに、漁業種類及び地域の特性を踏まえたうえで、漁業経営基盤の強化を促進します。特に、「シイラ」や「シラス」などの沿岸漁業の代表的な水産物を加工し、付加価値を高めることにより、地域の基幹産業として発展させ、経営基盤の強化を図ります。

## 3) 観光漁業の推進

釣り船等の観光漁業を促進します。

## 4) 担い手対策の促進

地域漁業の振興を図り、漁業者とその家族が将来にわたって生活していくよう経営改善による所得の向上を目指すとともに、漁業就業者の減少・高齢化など、水産業の厳しい状況を開拓するため、新規漁業就業者の支援及び雇用の場の確保に取り組みます。

## 商業

### (主な施策)

商工会や各地域の商業者への支援を図り、魅力ある商業地の形成と商店街活性化を促進します。

## 1) 商業者の育成支援

多様化する消費者ニーズに対応した個性的で魅力ある商業地づくりを進めるため、商業経営の高度化や近代化、後継者の育成などを商工会と連携して促進します。

## 2) 魅力ある商業地・商店街づくり

商業地の形成と商店街の活性化を図るため、地場産業や観光施設との連携により新しい魅力の創出を促進します。

## 3) 空き店舗の活用

商店街を商業だけでなく、人が集い生活を楽しむ空間としても生かす方策を検討し、空き店舗を活用したまちのにぎわいづくりに努めます。

## 4) 地場産品のブランド化

商業者と生産者の連携による地場産品を活用した特産品開発の支援や地域の特性を生かした付加価値の高い製品の開発、ブランド化を支援します。

## 工業

### (主な施策)

企業の雇用創出について支援を充実させるとともに、既存企業の育成・支援を図ります。

## 1) 企業の雇用支援

若者の定住促進や新たな就労機会を創出するため、引き続き企業誘致に努

めるとともに、ものづくり企業の情報をより広い範囲で共有し、企業への関心を高めます。また、合同企業説明会等の開催によって、企業と学生・求職者のマッチングの場を設けることで雇用創出の促進に取り組みます。

## 2) 既存企業の育成・支援

製造業は、企業規模の大小を問わず地域経済の活性化に寄与し、地域住民の働く場として定着しています。引き続き、商工会や関係機関と連携を図りつつ、各企業の状況に対応した育成・支援を推進します。

また、働く場の確保・拡充は、地域での定住環境を確保していくうえで重要な施策であり、地域の農林水産資源や、広域幹線道路の整備などによる交通利便性を活かした起業化を支援します。

## 観光

(主な施策)

観光レクリエーション施設の波及効果を活用し、産業振興に関連づけた取り組みを進めます。また、地域の特色あるイベントの開催において、住民参加を促進し、訪れた人のふれあいや交流の機会を創出するとともに、地域での消費需要の拡大を図ります。

### 1) 観光・交流の拠点づくりと住民参加

森と水の交流拠点、海の交流拠点、スポーツの交流拠点など、地域の歴史・文化資源、産業などを有効に活用して、地域の魅力を余すところなく享受できるような交流の拠点づくりを促進します。また、観光協会をはじめ各種団体との連携を密にし、各事業において一層の住民参加を促進し、新しいまちにおける観光の魅力増進を図ります。

### 2) 地域に親しむ観光の推進

観光レクリエーション施設や史跡などを紹介するボランティアガイドの育成・支援を推進します。また、塩の道、ウォーキングトレイル、海岸部のサイクリング道などを骨格とした、徒歩でも自転車でも地域の風土や歴史に触れ、魅力を満喫できるような環境づくりを推進し、各観光レクリエーション施設等の周遊促進を図ります。

### 3) 地場産業との連携

観光事業と地場産業との連携を強化するとともに、農林水産加工品の開発やブランド化を支援するなど地場産品を観光資源として価値を高め、効率的な販売促進を進めます。

### 4) 情報発信の促進

観光ガイドブックの発行など地域の魅力を発信する観光関係団体の活動を支援します。また、来訪者や地域の人が集まるごめん・なはり線の駅などの場所を地域情報の発信拠点として定着させるとともに、地域の情報が多く集まり、多様な地域の情報が得られる場所づくりを促進します。

## 雇用対策

(主な施策)

交通基盤や都市基盤など企業誘致の総合的な環境整備を進め、雇用の拡大を図ります。働く場の拡充と雇用情報を効果的に提供する取り組みを進めます。

### 1) 働く場の確保

農林水産業、商工業、観光など各産業の振興とともに、少子高齢化、情報化社会の進展などの時代の流れのなかで発生する新たなビジネスチャンスや、地場産品の加工などの企業化に向けた支援を促進し、地域内における働く場の拡充を図ります。

### 2) 雇用情報の提供と雇用の支援

職業安定所や企業などとの連携を強化し、地域住民並びに UJ ターン希望者に対する効果的な雇用情報の提供を促進します。また、シルバー人材センターなどの活動を支援し、就労機会の拡大を図ります。

### 他の市町村との連携に関する事項

産業の振興を図るためにには、産業間・企業間・産業団体・市民・行政が連携して魅力ある地域づくりに取り組んでいくことが必要とされています。

高知県や近隣市町村との広域的連携の視点を持ち、より力強い「産業の拡大」を図るため、生産性の向上や付加価値化を高める取り組みの推進、多様な担い手の確保・人材育成の支援、各産業の魅力向上と持続可能な交流人口・関係人口の創出を推進することで、産業の持続的・安定的な成長の実現に向けた取り組みを進めます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------|----------|----|
| 2. 産業の<br>振興  | (1)基盤整備      |                       |          |    |
|               |              | 農業 ほ場整備事業             | 県        |    |
|               |              | 水産業 赤岡漁港水産物供給基盤機能保全事業 | 県        |    |
|               | (2)漁港施設      | 住吉・吉川漁港水産物供給基盤機能保全事業  | 市        |    |
|               |              | 赤岡漁港改良事業              | 県        |    |
|               |              | 吉川漁港津波対策事業            | 市        |    |
|               |              | 住吉・吉川漁港浚渫事業           | 市        |    |
|               |              | 住吉・吉川漁港長寿命化事業         | 市        |    |
|               |              | 吉川漁港海岸保全施設整備事業        | 市        |    |
|               |              | ポートマリーナ改修事業           | 市        |    |
|               |              | 吉川漁港施設機能強化事業          | 市        |    |

|             |                 |   |  |
|-------------|-----------------|---|--|
| (3) 経営近代化施設 |                 |   |  |
| 水産業         | 赤岡・吉川水産機能施設改修事業 | 市 |  |

|                                 |   |        |               |
|---------------------------------|---|--------|---------------|
| (9) 観光又はレクリエーション                | 地場産業活性化交流プラザ改修事業<br>ヤ・シィパーク遊具整備事業   | 市<br>市 |               |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業<br><br>第1次産業 | 園芸用ハウス整備事業<br><br>新規就農者又は施設園芸に参入する農業者を対象として園芸用ハウスの整備を行い、生産性の高い農業経営を確立するとともに、園芸施設農業の振興を図る。   | 農協農業者  |               |
|                                 | 新規漁業就業者支援事業<br><br>漁業就業者の減少・高齢化など、水産業の厳しい状況を開拓するため、新規漁業就業者を支援し、水産業の振興を図る。   |        | 高知県漁業就業支援センター |
| 商工業・6次産業化                       | 空き店舗を活用した拠点づくり事業<br><br>大型量販店の進出や商店主の高齢化・後継者不足から商店街の空洞化が進んでいる。市内の空き店舗の実態を調査し、創業を検討している方に対して空き店舗情報の発信を行う。また、空き店舗を活用した際の創業時の負担を軽減し、空き店舗の解消及び地域商業等の活性化を図る。 | 市      |               |
|                                 | 地場産業活性化交流プラザ及びヤ・シィ広場、地域情報センターを活用した産業振興支援事業<br><br>「道の駅やす」と「海水浴場ヤ・シィパーク」の一体的な利用を展開することにより、観光・レクリエーション活動に繋げるとともに、地場産品流通の振興を図る。                            |        | 指定管理者         |
| 観光                              | サイクリングターミナルを活用した産業振興支援事業<br><br>海沿いに宿泊施設を備えたサイクリングターミナルを拠点とし、海洋施設でのヨットやシーカヤック等の体験、自転車を利用した観光名所・史跡めぐり等の体験型・滞在型観光を展開し、地域間交流の拡大を図る。                        | 指定管理者  |               |
|                                 | 羽尾活性化センターを活用した観光振興事業<br><br>宿泊施設を完備したログハウス羽尾大釜荘を拠点とし、長谷寺や大釜の滝などの観光名所とタイアップさせることにより、地域内外の交流に繋げるとともに、入込客数の拡大を図る。  |        | 指定管理者         |

|  |  |                 |   |
|--|--|-----------------|---|
|  | マリンスポーツを活用した観光振興事業   | 指定管理者           |   |
|  | ヤ・シィパークに隣接するマリンスポーツ施設には、ヨットやシーカヤック等の体験に年間5,600人が訪れる。海という資源を活かし、マリンスポーツのメッカとして、地域内外の青少年の健全育成や障害のある人たちとの交流事業を実施することにより、地域の活性化を図る。  | 指定管理者           |   |
|  | 天然色市場を活用した産業振興支援事業   | 指定管理者           |   |
|  | 天然色市場の効果的な利用を図ることにより、地産地消の促進に繋げるとともに、地場産品の消費需要の拡充を図る。  | 指定管理者           |   |
|  | どろめ祭り実行委員会補助事業   | どろめ祭り実行委員会      | 伝統ある祭りの継続開催により、多世代交流が促進されるとともに、住民の郷土愛が育まれ、将来の人口流出抑制やUターンの増加に繋がることが見込まれるほか、関係人口の増加にも資する事業であり、地域のコミュニティ維持の観点からその効果は将来に及ぶ。 |
|  | 赤岡町の浜辺では、とれたての「どろめ」(カタクチイワシ等の稚魚)を肴に男性は一升、女性は五合のお酒をいっしきに飲み干し、「飲み干し時間」と「飲みっぷり」を競う大杯飲み干し大会が毎年4月に開催される。地域外からも多数の参加があり、訪れた人とのふれあいや交流の機会を創出することにより、観光入込客数の拡大に繋げるとともに、地域産業の振興及び地元水産物の販路拡大を図る。 | どろめ祭り実行委員会      | 伝統ある祭りの継続開催により、多世代交流が促進されるとともに、住民の郷土愛が育まれ、将来の人口流出抑制やUターンの増加に繋がることが見込まれるほか、関係人口の増加にも資する事業であり、地域のコミュニティ維持の観点からその効果は将来に及ぶ。 |
|  | マリンフェスティバル補助事業   | マリンフェスティバル実行委員会 | 夜須町の重要な観光資源である、雄大な太平洋を活かした子どもから高齢者、障がい者まで楽しめるマリンスポーツの魅力を地域内外に発信することにより、関係人口や観光客の増加に繋げる事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである。        |
|  | ヤ・シィパークで開催されるマリンフェスティバルYASUには、地元の特産品販売・飲食コーナー、シーカヤック体験乗船など海辺を舞台にしたいろいろな催しが行われる。地域外からも多数の参加があり、訪れた人とのふれあいや交流の機会を創出することにより、地域間交流の拡大に繋げるとともに、海辺という観光資源を活かして地域の活性化及びスポーツ人口の拡大を図る。          | マリンフェスティバル実行委員会 | 夜須町の重要な観光資源である、雄大な太平洋を活かした子どもから高齢者、障がい者まで楽しめるマリンスポーツの魅力を地域内外に発信することにより、関係人口や観光客の増加に繋げる事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである。        |
|  | 天然色劇場を活用した産業振興支援事業   | みなこい港まつり実行委員会   | 多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤を作るとともに、来場者によ  |

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
|      | 吉川漁港の開港に感謝し、年一回、天然色劇場において、よさこい演舞や獅子舞演舞等の披露及び地場産品の販売等の催しを行う。地域内の文化の継承を図るとともに、地域外からも多くの集客が見込まれ、訪れた人との交流機会の創出に資するものである。これにより地域外へ地域の文化や産業の魅力発信を行い、観光入込集客及び交流人口の更なる拡大に繋げるとともに、地場産品等の販路や消費需要の拡充を図る。 |   | る経済効果のほか、関係人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 企業誘致 | 企業立地促進事業<br><br>立地企業の用地取得に伴う負担を軽減し、雇用の促進と生産性の向上を図る。   | 市 |   |
| その他  | 漁港深浅測量事業<br><br>市管理漁港の深浅測量を実施することにより、安全な航行体制を確保する。  | 市 |   |
| 基金積立 | 過疎地域持続的発展特別事業基金積立<br><br>産業の振興に要する経費の財源として積み立てるとともに、基金は必要に応じて取り崩し、事業に充てることとする。  | 市 |   |

## (4) 産業振興促進事項

### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域                   | 業種                                  | 計画期間  | 備考                              |
|----------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------|
| 旧赤岡町全域<br>旧夜須町全域<br>旧吉川村全域 | 製造業<br>情報サービス業等<br>農林水産物等販売業<br>旅館業 | 旧赤岡町全域、<br>旧夜須町全域：<br>旧吉川村全域<br>令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 | 旧吉川村全域：<br>令和4年4月1日<br>過疎地域追加公示 |

### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「3. 産業の振興」うち「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり。

## (5) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### 情報通信環境

情報通信ネットワークは、これから時代の中で、日常生活の利便性の向上や行政情報の提供はもとより、災害時の迅速な情報伝達などさまざま場面において必要不可欠なものとなっています。また、インターネットの発達によって誰でもが、簡単にあらゆる情報に触れることができるようになった反面、有害な情報の氾濫やセキュリティの問題などの負の影響に対する懸念も生じています。

### (2) その対策

#### 情報通信環境

##### (主な施策)

香南ケーブルテレビの光ファイバーなど、高度情報化の時代に対応したインフラの有効活用を図り、地域全体の情報化を促進します。

##### 1) 高度情報通信網の整備

香南ケーブルテレビを中心に、まち全体で情報を共有できる防災行政無線などの情報通信網の有効活用を図るとともに、維持管理に努めます。

##### 2) 地域全体の情報化の促進

情報サービスの地域格差の是正、行政事務の電子化、公共施設でのインターネット回線の開放などを進め、いつでも、だれでも、ニーズに即した情報提供を受けられるまちづくりや、情報を活用できる人づくりを促進します。

##### 3) 負の影響への対策

価値観やモラルが形成される大切な時期の子どもたちへの悪影響を防ぐため、小中学校において情報モラルに関する認識を深める学習の充実を図ります。

また、個人情報保護や情報セキュリティ対策を推進します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|------|----------|----|
|---------------|--------------|------|----------|----|

|              |                         |          |  |   |  |
|--------------|-------------------------|----------|--|---|--|
| 3. 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設     | 防災行政無線施設 | 防災行政無線整備事業   | 市 |  |
|              | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>情報化 |          | 各事業に係る情報発信<br><br>各事業に係る情報発信について、SNS 等の効果的な情報発信の活用に取り組む。 |   |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

### 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (1) 現況と問題点

##### 道路

集落間を結ぶ集落道が、生活面や産業面での利便性の向上だけでなく、防災面においても重要視され、早期整備を求められています。

暮らしのなかで生活道路の役割は最も大きく、住民の安全を守り、利便性の確保、地域間交流の活性化のため、通行車両の緩和や歩行者の安全確保に配慮した改良や整備、既存構造物の点検・改修等の維持管理も必要です。

##### 公共交通

鉄道、バスなどの公共交通は、住民の通勤通学、買物、通院などの日常生活と深く結びついており、その充実は住民の快適な暮らしや地域の活性化にとって必要不可欠のものです。また、交通渋滞の解消、環境問題への対応及び自動車事故防止の観点からも公共交通の利用促進を図ることが必要となっています。

特に市営バス及び予約式乗合タクシーについては、5町村の合併により行政区画が拡大したことにより、利便性と費用対効果のバランスのとれた効率的・効果的な運行が求められています。

#### (2) その対策

##### 道路

###### (主な施策)

住民生活の利便性や円滑な経済活動の基盤となる地域交通体系の整備は、

地域活性化や防災面で欠かすことの出来ない要素です。そのため、国道や県道の整備を促進するとともに、市道や農道など生活道路の整備、維持管理に取り組みます。

### 1) 幹線道路・生活道路の整備

広域幹線道路を補完し、周辺地域との円滑な連絡性を確保する幹線道路として、平野・海岸部、及びこれらの地区と過疎地域内の中山間地域を結ぶ、市道、集落道、農道、林道などの改良・整備を促進するとともに、既存道路の舗装の劣化や橋梁をはじめとする構造物の老朽化が進んでおり、点検・補修・改修を行い、維持管理に努めます。

### 公共交通

#### (主な施策)

ごめん・なはり線の利用促進や市営バスなどの公共交通の充実を図るとともに、環境に優しいまちづくりと関連づけた取り組みを進めます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分          | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容   | 事業<br>主体      | 備考 |
|------------------------|--------------------------|--|---------------|----|
| 4. 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道                  | 市道整備事業   | 市             |    |
|                        | 道路                       | 市道維持補修事業   | 市             |    |
|                        |                          | トンネル長寿命化修繕事業   | 市             |    |
|                        | 橋りょう                     | 橋梁長寿命化事業   | 市             |    |
|                        | (3)林道                    | 林道維持補修事業   | 市             |    |
|                        | (5)鉄道施設等                 |  |               |    |
|                        | 鉄道施設                     | ごめんなはり線施設改修事業  | 市             |    |
|                        | 鉄道車両                     | 公共交通支援事業   | 鉄道<br>事業<br>者 |    |
|                        | (9)過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業 | 公共交通バス運行支援事業<br><br>バス事業者が運営するバス運行を支援することにより、バスを利用している住民の日常的な移動のための交通手段を確保する。  | バス<br>事業<br>者 |    |
|                        | 公共交通                     |  |               |    |
|                        |                          | 市営バス及び予約式乗合タクシー運行支援事業<br><br>市営バス及び予約式乗合タクシーを運行することにより、住民の日常的な移動のための交通手段を確保する。 | 市             |    |
|                        |                          | 鉄道運行支援事業<br><br>「ごめん・なはり線」の運行を支援することにより、利用者の日常的な移動のための交通手段を確保する。               | 鉄道<br>事業<br>者 |    |
|                        |                          | 鉄道軌道輸送等対策事業  |               |    |
|                        |                          |  |               |    |

|     |  |       |  |
|-----|--|-------|--|
|     | 「ごめん・なはり線」に係る鉄軌道施設の車両検査及び施設の維持管理等に係る経費を助成することにより、利用者の安全・安心を確保する。 | 鉄道事業者 |  |
| その他 | 林道橋定期点検事業  |       |  |
|     | 林道橋定期点検を実施することにより、道路環境の安全性を確保する。                                 | 市     |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### 上・下水道の整備

各施設の地震対策や老朽施設の更新、また、各地域で進められてきた上・下水道事業の基本計画をもとに、地域の実情に即した上水道施設の配水計画や下水道施設の生活排水対策を今後も進めていく必要があり、それぞれの事業の合理化や効率的な経営に向けた取り組みが求められています。

#### 消防・防災の充実

南海トラフ地震や台風等による災害に備えるために、地域防災体制の整備や総合的な治山・治水対策及び災害時の避難場所となる公共施設の耐震機能の強化が求められています。特に障害のある方や高齢者及び妊産婦、乳幼児など要配慮者への対応はもとより、近年は避難時における感染症対策についても重要な課題となっています。

#### 住環境の整備

道路・住宅・学校・病院・下水道・公園などの居住機能の整備が進められている周辺では、農地・緑地の宅地化により従来の住環境及び農地環境の変化が見受けられます。このため、自然や周辺環境に配慮した快適で暮らしやすい住環境の整備が求められています。

### (2) その対策

#### 上・下水道の整備

##### (主な施策)

上・下水道は、住民の快適な日常生活や、産業振興のために不可欠な施設

であり、施設の老朽化に伴う更新も必要であり、計画的な整備に向けた取り組みを進めます。

#### 1) 上水道の安定供給体制の確立

上水道については、水資源の保全や新たな水源の確保、水道施設の耐震化、老朽施設の更新、効率的な配水システムの検討など運営基盤の強化を図り、安心で安定した水道水の供給を推進します。

#### 2) 下水道などの整備

下水道については、公共用水域の水質保全、快適で衛生的な住環境を創造するために、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の整備推進・維持管理、合併処理浄化槽設置の普及促進など、各事業の適性・効率的な経営を図ります。

### **消防・防災の充実**

(主な施策)

地震、火災、風水害など、さまざまな災害から地域住民の生命と財産を守り被害を最小限に抑えるための予防対策を講じるとともに、災害発生時の対応力を強化するために危機管理体制の確立を推進します。また自主防災組織の確立に努め、地域防災の向上を図ります。

#### 1) 消防体制の充実

老朽化した消防屯所の建て替えをはじめ、消防車両並びに耐震性貯水槽の整備を含めた消防機能の充実化を進めます。また、幅広い職種の消防団への加入促進、女性防火クラブや自主防災組織の活動の活性化など住民の防火意識の向上を図ります。

#### 2) 南海トラフ地震など大規模災害対策

各種防災計画の作成及び見直しを図り、危機管理体制の確立を推進します。

また、災害時に避難場所として利用される公共施設耐震化を図るとともに、津波避難場所となる施設の整備を推進します。

#### 3) 地域や家庭での防災意識の向上

各地域において自主防災組織の設立及び充実を図るとともに、昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断や改修助成事業、家具転倒防止事業など各家庭での地震対策を支援します。

また、市や自主防災組織が行う防災訓練への積極的な参加を促し、それぞれの地域の防災力向上を目指します。そのほか要配慮者を守り、助けることができる地域のネットワークづくりを自主防災組織や自治会等を通じて推進していきます。

#### 4) 防災基盤の整備

被災現場や地域の状況を伝達するため、香南市防災情報通信・管理システムを整備し、周辺地域や関係機関と連携した災害発生時における水道・電気・通信などのライフラインを確保する体制づくりを推進します。

また、急傾斜地などの危険個所の改善、土石流対策、河川改修などの治山

治水対策を推進するとともに、津波や高波、砂浜の浸食対策などの海岸保全対策を関係機関に働きかけ、避難地や避難道、緊急時の輸送路の確保・整備を促進します。

### 5) 危機管理対策

国民保護計画に基づき国、県、関係機関との連携を図りながら、有事の際には地域住民の生命、身体、財産を守るために、速やかに対応できる体制づくりを目指します。

「災害時要配慮者避難支援プラン」に基づく「避難行動要支援者名簿」の整備と個別支援プラン策定の取り組みを推進し、要配慮者の把握・情報の共有に努めるとともに、福祉避難場所の開設・運営マニュアルを作成します。

## 住環境の整備

(主な施策)

豊かな海、山、川、田園に恵まれた景観資源を活用した魅力的で快適な住環境の整備・充実に取り組みます。

### 1) 公営住宅の整備

公営住宅については、老朽化等により使用に適さない住宅については、住宅としての利用を廃止するとともに、良質な既存住宅の維持保全に努め、安心して生活できるユニバーサルデザインの機能を備えた住宅整備を推進します。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容               | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------------|--------------------|----------|----|
| 5. 生活環境の整備    | (1)水道施設<br>上水道     | 夜須川地区配水管布設替事業      | 市        |    |
|               |                    | 手結山中継所自家発電設備更新事業   | 市        |    |
|               | (2)下水処理施設<br>公共下水道 | ストックマネジメント計画関連改築事業 | 市        |    |
|               |                    | 夜須浄化センター津波対策事業     | 市        |    |
|               | 農村集落排水施設           | 北部農業集落排水施設統合事業     | 市        |    |
|               | (4)火葬場             | 香南斎場組合改修事業         | 一部事務組合   |    |
|               |                    | 耐震性貯水槽設置事業         | 市        |    |
|               | (5)消防施設            | 耐震性防火水槽設置事業        | 市        |    |
|               |                    | 夜須第一分団消防屯所整備事業     | 市        |    |
|               |                    | 消防団消防車両更新事業        | 市        |    |
|               |                    | 消防本部消防車両更新事業       | 市        |    |
|               |                    | 消防救急デジタル無線更新事業     | 市        |    |
|               | (6)公営住宅            | 公営住宅ストック総合改善事業     | 市        |    |

|                            |  |   |  |
|----------------------------|--|---|--|
| (7)過疎地域持続的発展特別事業<br>危険施設撤去 | 老朽建物除却事業<br><br>老朽化した危険な建物を除却することにより、住民の安全・安心の確保を図る。 | 市 |  |
|----------------------------|--|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら、特に津波浸水予想エリア内に位置する過疎地域の地理的条件等を考慮し、大規模災害時に避難場所となる施設の整備については、住民の将来にわたる安心・安全の確保のために不可欠であることから、必要な事業を適正に実施します。

### 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 現況と問題点

##### 健康

生活スタイルや食生活が変化するなか、心疾患・脳血管疾患・がんなどの生活習慣病が増加しています。また、発症や重症化に深くかかわる糖尿病や高血圧症などは若い年代から増加する傾向にあり、この予防が大きな課題となっています。

単身世帯の増加や共稼ぎ世帯の増加により食事の簡便化や外食への依存傾向がみられ、栄養バランスの崩れから、生活習慣病の発症や子どもの健全な成長への影響が問題視されています。

##### 高齢者福祉

高齢社会を迎え、高齢者が健康で生き生きと過ごし、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制や地域づくりが必要です。

##### 障害者福祉

障害のある人が地域のなかで安心して暮らせるように、必要なサービスを選択できる体制を整備するとともに、生きがいをもって働く場や活動の場を確立することが求められています。しかし、障害者数の増加と高齢化が進む中、地域生活への移行や一般就労に向けた支援体制の強化、そして地域間のサービス格差の解消が問題となっています。

## 子育て支援

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに関する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、子育てに関わる環境の変化や深刻な問題が起こっています。このような状況のなか、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることが課題となっています。

## 地域福祉

すべての人がいつまでも安心して暮らせるまちを実現するためには、行政による福祉サービスの提供だけでは限界があります。そのため、地域共生社会の実現に向け、行政・社会福祉協議会・住民・住民組織などとの連携の強化や住民同士の支え合いの仕組みづくりの構築が必要です。

しかし、農家の兼業化や市外への通勤者の増加などが起因して、地域で営み地域に密着していた農業や商業中心の生活スタイルは、家族単位で変化しています。このため、住民にとって最も身近な集落や地区のコミュニティの状況が変化してきており、地域の連帯感や協調性が希薄になっています。また、少子高齢化も進み高齢者の単身世帯も増加しています。

## (2) その対策

### 健康

#### (主な施策)

住民が心身ともに健康で暮らすことができるよう、保健、医療、福祉、生涯スポーツなどの連携により、病気の予防や早期発見・早期治療、体力づくりを図るとともに食育などの健康教育を推進します。また、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」との意識を持つとともに、地域において主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組むことを支援していきます。

#### 1) 健康を支える環境づくりの充実

健康診査やがん検診などの充実を図り、病気の予防と早期発見を促進します。特に内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることに取り組みます。また、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導など母子保健対策を充実します。

#### 2) 健康づくり活動の推進

健康講座や講演会を開催するなど啓発・教育を充実することによって、運動・栄養・休養のバランスのとれた健康生活に対する意識の高揚を促進します。住民の主体的な健康づくりを推進するため、地域でのウォーキング等の体力・健康づくり活動を支援します。

#### 3) 食生活の充実と安全

住民が生涯を通じて健全な心身を保つことができるよう、保護者、教育・保育・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者などの連携を図り食育の推

進体制づくりを促進するとともに、食品の安全に関する消費者啓発や情報提供を推進します。

## 高齢者福祉

(主な施策)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、健康づくりや生きがいづくり、地域包括支援センターを中心とした介護予防の充実を図ります。

また、介護者の支援体制、見守り体制の整備とともに、介護サービスの充実と質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 1) 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実

通所介護、訪問介護などの介護保険サービスをはじめ、これまでの地域での支え合い支援、高齢者への声かけ、社会福祉協議会が実施する地域福祉サービスを地域全体で促進し、きめ細かくより良いサービスの提供を推進します。

### 2) 元気で長生き健康づくりの推進

健康診査の受診を促すとともに、転倒予防のための筋力の維持向上や適正な食生活の改善を図ります。また、高齢者クラブなどが行う健康づくり事業への支援を推進します。

### 3) 生きがいづくりの充実

高齢者のいきいきとした生活を促進するため、趣味、生涯学習や生涯スポーツ、子どもたちとの交流を進めます。また、コミュニティ活動やボランティア活動を通じた高齢者の積極的な社会参加を支援するとともに、高齢者の持つ豊かな社会経験や知識、能力が生かせるようにシルバー人材センターの充実を図ります。

### 4) 介護保険対象サービスの整備

過疎地域内の中山間地域の在宅サービス確保のため、在宅サービス提供事業者である社会福祉協議会など関係機関との情報交換や連携強化を図ります。

### 5) 地域ケア体制整備の推進

高齢者自らが身近な地域で主体的に健康増進や介護予防・フレイル予防に取り組むことができるよう、各種活動への支援と参加促進に向けて取り組みます。

また、高齢者が能力に応じて自立した生活ができるよう、幅広い専門職との連携を図り、社会活動の拡大に向けて取り組みます。

## 障害者福祉

(主な施策)

障害のある人を含む全ての人々が住み慣れた地域のなかで、誰もが社会の一員として基本的な権利や普通の生活様式が保障されている状態を目指します。これは、障害のある人を「いわゆるノーマルな人」にすることを目的としているのではなく、その障害と共に受容し、誰もが暮らしやすい環境を整

備しようというノーマライゼーション理念の啓発・普及に努めるとともに、障害のある人とその家族に対する必要な支援やサービスを充実させ、自立を支える取り組みを進めます。

障害のある人ない人も、互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現できる共生社会の実現を目指し、「香南市障害者福祉計画」を推進します。

### 1) 生活支援の充実

障害の特性や多様性を踏まえた「利用者本位」の生活支援を図るとともに、働きたい意欲や社会参加の希望を体現できる支援策を推進します。

### 2) 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設や公衆トイレ、生活道路の整備にあわせて、障害のある人が利用しやすいよう配慮し、必要な改善を推進します。

また、障害のある人とその家族が地域のなかで安心して暮らしていくように地域住民の意識啓発を図るため、障害のある人と地域との接点となるさまざまな機会づくりに取り組みます。

障害のある人とその家族がいつでも気軽に相談できる相談支援体制を充実します。

障害のある人が、社会的に自立できるように、障害の内容や程度に応じた身近な福祉的就労の場を確保します。

「人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち こうなん」を基本理念に掲げ、障害のある人の自立した日常生活・社会生活を支援しています。

## 子育て支援

### (主な施策)

香南市子ども・子育て支援事業計画をもとに、子どもが健やかに育つための環境づくりや、子育て家庭を地域ぐるみで支援する取り組みを進めます。

また、誰もが安心して子どもを産み育てることができる制度の充実を図り、こどもまんなか社会の実現を目指します。

### 1) 保育の充実

多様化する保育需要に対応するため、乳児保育、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、多子世帯保育料等軽減事業など地域のニーズに即した保育サービスの充実を推進します。

### 2) 子育て支援の充実

地域子育て支援センター事業の充実に努めるとともに、育児サークルの育成と活動支援の充実に努めます。また、子育て相談等に対応できる相談員を配置し、子育てに関する負担感や不安感の解消を図ります。

### 3) 地域ぐるみの子育て支援活動の促進

地域住民やボランティア団体などが主体となった子育て支援活動や子どもの育成活動、世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブを含む子どもの健全な育成に向けた「子どもの居場所づくり」の充実を図ります。

また、各種団体と連携しながら子どもを交通事故や犯罪などの被害から守

るための取り組みを促進します。

#### 4) 子育て支援の充実

ひとり親家庭や乳幼児の医療費など、子どもを安心して産み育てることができる制度の充実を図ります。

### **地域福祉**

(主な施策)

誰もが住み慣れた地域で、生きがいや楽しみをもって心豊かに日々を過ごせるよう、あたたかい心で支え合う地域社会づくりを推進します。

#### 1) 地域福祉計画の推進

すべての住民が健康で、安心した生活を送ることができ、介護や支援が必要となっても、住み慣れた地域で、尊厳をもって生きていくことができるよう、ともに支え合う地域社会づくりを目的とする地域福祉計画・地域福祉活動計画を基に地域福祉活動を推進します。

#### 2) 支え合いの住民意識の向上

地域において多様なボランティア活動に気軽に取り組める機会を増やし、住民一人ひとりがさまざまな形でまちづくりに参加することができるよう、支え合いの住民意識の向上を図ります。また、小規模でありながら必要なサービスを提供し、ふれあうことのできる小規模多機能支援拠点の整備などにより、過疎地域内で住民が安全・安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域コミュニティの再生強化を図ります。

#### 3) 地域福祉体制の強化

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の充実や民生委員児童委員協議会連合会の活動支援、NPO や福祉ボランティア活動の育成・活性化など、地域福祉体制の強化を推進します。

### **(3) 計画**

#### **事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）**

| 持続的発展<br>施策区分                                      | 事業名<br>(施設名)                         | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|--|--------------------------------------|--|----------|----|
| 6. 子育て<br>環境の確<br>保、高齢者<br>等の保健及<br>び福祉の向<br>上及び増進 | (1)児童福<br>祉施設                        | 保育所改修事業  | 市        |    |
|  | (8)過疎地<br>域持続的発<br>展特別事業<br><br>児童福祉 | 多子世帯保育料等軽減事業<br><br>一定条件を満たす第3子以降の児童に係る保育料等を軽減又は補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを産み育てができる子育て環境の充実を図る。 | 市        |    |
|  |                                      | ひとり親医療費助成事業  | 市        |    |

|           |  |         |  |
|-----------|--|---------|--|
|           | 18歳までの児童を扶養するひとり親家庭に対し医療費の助成を行うことにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを育てることができる子育て環境の充実を図る。                 |         |  |
|           | 心身障害児福祉年金給付事業<br>心身の障害のある児童の保護者に対して、年金を支給することで児童福祉の増進を図る。  | 市       |  |
|           | 放課後児童クラブ運営事業<br>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後、児童厚生施設等を利用して適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。                   | 市・民間事業者 |  |
| 高齢者・障害者福祉 | 障害者医療費助成事業<br>中度心身障害がある人に対し医療費を支給することにより、障害がある人の保健の向上と福祉の増進を図る。  | 市       |  |
|           | 在宅介護手当給付事業<br>家庭において、常時介護を要する者の介護者に対し、手当を支給することで、その労に報いるとともに、家庭の絆を深め在宅福祉の増進を図る。                          | 市       |  |
| 健康づくり     | がん検診事業<br>早期発見によるがんの死亡率減少を目的に、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの検診を実施することにより、保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安全・安心な生活を確保する。      | 市       |  |
|           | 妊産婦健康診査支援事業<br>妊産婦の健康保持・増進、異常の早期発見、早期治療を目的に一般健康診査を実施することにより、妊産婦の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安全・安心な生活を確保する。        | 市       |  |
|           | 乳幼児健診事業<br>乳幼児の健やかな発育発達、虐待予防を目的として、乳児、1.6歳、3歳児健診を実施することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安全・安心な生活を確保する。         | 市       |  |
|           | 乳幼児医療費助成事業<br>医療費を保護者に支給することにより乳幼児の疾患の早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実を図る。 | 市       |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市の医療機関は、病院 1、診療所 18、歯科医院が 13 機関あり、そのうち二次救急医療機関は 1ヶ所となっています。また、救急医療機関の充実している南国市、高知市までも近く、高度の診療機能や重症、重篤な患者に対応できる三次救急医療機関への救急患者の搬送のための救急車両の整備等が課題となっています。

### (2) その対策

休日の医療体制を確保するため、市内医療機関で休日診療の当番制度をもうけ（在宅当番医制運営事業）、医療体制の充実を図ります。また、休日夜間については、市内で対応できる医療機関の確保が難しく、高知市の夜間受入れ機関の利用を継続します。

日常医療は、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関との連携を深めながら、医療の充実を促進します。

### (3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容       | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|------------|----------|----|
| 7.医療の確保       | (1)診療施設<br><br>患者輸送車 | 高規格救急車更新事業 | 市        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### 学校教育

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行等といったさまざまな課題や困難な状況が生じております。また、家庭や地域での教育力が低下しており、子どもたちの「生きる力と確かな学力」を育む教育が求められています。さらに、教育の情報化によるＩＣＴ機器の活用を中心とした子どもたちが、今後の「情報化社会」に適応できる教育も求められています。

#### 生涯学習の推進

##### 1) 生涯にわたる「まなび」の展開

人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって豊かでいきいきとした人生を過ごせるよう、多様な学習機会に恵まれる必要があるため、年齢に応じた「まなび」を展開するとともに、地域の社会教育諸団体との連携を強化し、団体育成やスキルアップに伴う支援を行うことで、更なる生涯学習の推進を図る必要があります。

趣味等の一般的な学習だけでなく、人権、防災、環境、福祉等、専門的な分野に関する学習機会の提供が求められているため、引き続き、市民のニーズに応じられるようさまざまな分野の学習機会の提供に努めるとともに、増加傾向にある市内在住の外国人への理解を進める必要があります。

##### 2) 「まなび」の拠点の充実

市民の利便性や学習頻度への影響の面から、住居地の身近な場所で学習機会に恵まれることが望まれるため、公民館、市民館、図書館等について、市民が活用しやすいよう計画的な施設整備を行う必要があります。

##### 3) 文化・芸術活動の推進

市民が文化・芸術を鑑賞し、あるいは、自ら文化・芸術活動を行うことは、人間性を深め感受性を豊かにすることにつながります。市民が心豊かに人生を過ごせるよう、幼少期から文化・芸術に接することができる機会づくりを進める必要があります。

ふるさとの歴史・文化を学ぶことは、ふるさとへの愛着を深め知性や教養を豊かにすることにつながります。そのため、本市では、文化財の適切な調査・保護・保存に務め、市民生活と共存する文化財である後継者育成の支援や、文化財を学び・知る・楽しむ機会を促進しています。ただし、文化財の保存・継承を担う人材の確保においては、幅広い年齢層による活動への関わりや取組の強化が必要です。

#### 4) スポーツの振興

スポーツには、競技スポーツ、生涯スポーツ、障害者スポーツ等があり、年齢や身体の状態等に応じて、誰もが親しみ競い合うことができる種目があるため、市民が生涯にわたり健全な身体とスポーツマンシップの心を育めるよう、あらゆるスポーツ活動を支援する必要があります。

また、市民すべてが等しくスポーツの機会に恵まれ、自らの欲求や状態に応じたスポーツに取り組める環境が求められているため、市民が生涯にわたりあらゆるスポーツに親しめるよう、スポーツ関連施設の整備と体制の充実に努める必要があります。

#### 5) 地域への「まなび」の還元

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進むなか、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、学習等により得た知識や技能を地域や社会に還元することが、人や地域の絆を強くし、地域活性化や持続可能な地域社会の構築につながるため、市民一人ひとりの「まなび」を地域や社会に還元できる仕組みづくりに努める必要があります。

## (2) その対策

### 学校教育

#### (主な施策)

「香南市教育振興基本計画」及び「高知県教育振興基本計画」や教育版「地域アクションプラン」を中心に教育振興や、地域の教育課題を解決するための取り組みを進めます。

地域の次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むことを目標に、保育所・幼稚園・こども園・学校・家庭・地域が一体となった組織的、総合的な教育施策の展開を図ります。そのため、就学前・学校教育の充実を図り、人間形成の基礎を築く幼児期から、一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな心と生きる力を育む教育、命の大切さを実感させる教育を促進します。

放課後や週末に学習やスポーツ、文化活動等の支援を行い、子どもの健全育成に努めます。

また、すべての子どもたちの基礎的・基本的学力の確実な定着と更なる学力向上に向け、子どもが主体的に学び、自ら考え、判断し、思考する力を育成する教育を推進するとともに、小・中学校の学習環境の整備充実に努め、生涯学習活動、芸術文化活動と学校教育の連携により「文教のまち」を目指す取り組みを進めます。

#### 1) 保幼小中連携の推進

- 「香南市保幼小中連携(一貫)プログラム」に基づき、教職員の相互理解を図り、幼児と児童の交流活動等を通して幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに小・中学校間の系統性のある学習指導等の改善への取組を推進します。

- 市広報誌「教育チャンネル」、香南市教育委員会ホームページ、子育て情報サイト等で、市の教育や取組について市内・市外へ発信します。

## 2) 家庭・地域と連携した教育の推進

- PTA や学校支援ボランティアとの連携により、学校図書の整備や本の読み聞かせ、加力学習の支援、キャリア教育や総合的な学習並びに食育等の体験活動を支援します。
- 子どもたちが地域に出向き、郷土学習や伝統文化の継承、地域課題の解決等に地域住民とともに取り組む等の活動を推進します。
- スクールソーシャルワーカーを配置し、保育所・幼稚園・こども園・学校と教育支援センター「森田村塾」、医療や福祉等の関係機関と連携を図り、子どもや保護者に対する支援の充実を図ります。

## 3) 生きる力と確かな学力の育成

- 子どもたちが主体的に学ぶ意欲を高めるため、家庭との連携を密にし、家庭学習や自学自習等の学習習慣の定着を図ります。
- 教育情報セキュリティポリシーの策定に伴い、情報資産及び ICT 機器の取扱いや活用における教職員のセキュリティ意識の向上と体制の定着に向けた取組を推進します。
- 社会科副読本「香南のくらし」等を用いて、小学校3・4年生の社会科授業を開設し、地域のくらしや歴史、文化についての知識や経験を深める教育を推進します。
- 「早ね 早起き 朝ごはん」等、基本的な生活習慣の定着を図る。

## 4) 教育活動を支える体制の充実

- さまざまな要因で悩みを抱える子どもや保護者、教職員への教育相談の実施やスクールカウンセラー等の配置、医療や福祉等の関係機関と連携する等、支援の充実を図ります。
- 青少年育成香南市民会議、香南市補導センター等との連携を強化して、学校警察連絡制度の効果的な活用を行います。

## 5) 保幼小中の教育環境の充実

- 通園・通学路の点検を実施し、関係機関と連携して整備を進めます。
- 学校・保育施設等における遊具等について、定期的な点検・補修等を実施し、子どもの安全確保に努めます。

## **生涯学習の推進**

### 1) 生涯にわたる「まなび」の展開

- ライフステージに応じた「まなび」の充実  
市民のライフステージに応じた多様な学習機会の提供により、一人ひとりが自己実現に向けた学習を行える環境づくりをめざします。
- 「まなび」の広報・周知  
市や公民館等のホームページや SNS・広報誌等の多様な媒体により、生涯学習に関する講座やイベントの開催等、市民に分かりやすく伝えるようにします。
- さまざまな分野に関する「まなび」の提供  
誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会をめざし

た人権教育を推進します。

市民一人ひとりが社会の変化や課題に対応できるよう、さまざまな分野の学習機会の提供に努めます。

## 2) 「まなび」の拠点の充実

### ●「まなび」の拠点整備

誰もが利用しやすい施設となるために、公民館、市民館、図書館等の環境整備を図り、定期的に改修を行い、持続可能な施設整備を行います。

また、ホールの利用促進と施設の充実を図ります。

### ●「まなび」の拠点の活用促進

市民が施設を活用できるよう、公民館、市民館、図書館等における活動の情報提供や利便性の高い予約方法等の充実に取り組みます。

## 3) 文化・芸術活動の推進

### ●文化・芸術活動への支援

市民の日常生活の中で多様な文化・芸術への取組が進められ、交流や連携が進むように活動の場を提供します。

幼少期から文化・芸術に関心を持つ環境づくりと、質の高い優れた文化・芸術に触れられる機会の提供に取り組みます。

### ●郷土の歴史・文化の保存と継承

本市の文化財を後世に残していくため、文化財の調査・保護等を行うとともに、後継者育成への支援を行います。

また、ボランティア団体を育成し、文化財の周知・活用に努めます。

## 4) スポーツの振興

### ●あらゆるスポーツ活動への支援

生涯にわたり市民がスポーツに親しめるよう、さまざまなジャンルのスポーツ活動について積極的に支援します。

### ●スポーツに親しむ環境・体制の充実

それぞれの適性に応じて、誰もがスポーツに親しめる環境・体制の整備に努めます。

### ●スポーツを通した活力あるまちづくり

スポーツを通した経済・地域の活性化に寄与するスポーツイベントの開催を積極的に支援します。

## 5) 地域への「まなび」の還元

### ●「まなび」を還元する取組の推進

市民が生涯学習活動を通して得た知識や技能について、「自分の楽しみ」の段階でとどまるだけではなく、学んだことを地域や社会に還元できるよう取り組みます。

また、指導者育成事業として、現状の知識や技能のスキルアップに伴う助言や支援を行います。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容               | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|--------------------|----------|----|
| 8. 教育の<br>振興  | (1)学校教育関<br>連施設<br>校舎 | 小中学校校舎長寿命化・改修事業    | 市        |    |
|               | 屋内運動場                 | 小中学校屋内運動場長寿命化・改修事業 | 市        |    |

|                           |                    |   |
|---------------------------|--------------------|---|
|                           | 小中学校屋内運動場空調機整備事業   | 市 |
| 屋外運動場                     | 小中学校屋外運動場長寿命化・改修事業 | 市 |
| 水泳プール                     | 小中学校プール改修事業        | 市 |
| (3) 集会施設、<br>体育施設等<br>公民館 | 公民館施設改修事業          | 市 |
| 集会施設                      | 夜須防災コミュニティセンター整備事業 | 市 |
| 体育施設                      | 屋外体育施設改修事業         | 市 |
|                           | スポーツトラクター整備事業      | 市 |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

# 10. 集落の整備

## (1) 現況と問題点

現在では、生活スタイルや価値観において個人主義的な傾向が強くなってきており、集落を共同体として考える意識が薄くなっています。また、少子高齢化や若者の都市部への転出等により、集落は衰退してきています。

このことから、集落の神社のお祭りや習わしが廃れてきているとともに、地域の伝承文化においても、過疎化や高齢化により継承者が固定化し、減少の傾向にあります。

## (2) その対策

### (主な施策)

集落に残る共同体としての習慣・風俗を再認識するとともに、集落や地域のなかでのコミュニケーションの機会を創出している習わしの再生と継承により、地域のつながりを強化するとともに、地域に伝わる伝承文化を広く生涯学習活動に活用しながら、世代間の交流の機会を増やし、地域のつながりを深める取り組みを支援します。

また、集落の活性化を図るため、空き家を活用した事業に取り組みます。

### 1) 「習わし」の再生と継承

地域や集落の中に残る生活習慣や風俗の意味と内容を子どもたちに伝えるとともに、この習わしを再生し、継承する取り組みを支援することで、暮らしのなかに日常的な隣近所や身近な地域とのコミュニケーションの機会を増やします。

### 2) 伝承文化の活用

地域に伝わる伝説・昔話・年中行事、民俗芸能、郷土料理などの伝承文化を子供会活動や生涯学習活動のなかで活用する取り組みを支援し、地域での世代間交流の機会を創出します。また、伝承文化の担い手となる人材育成を図るとともに、発表の場を提供するなど、伝承文化を通じたさまざまな交流の機会をつくります。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                         | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------------|---|----------|----|
| 9. 集落の<br>整備  | (1)過疎地<br>域集落再編<br>整備                | 集落公民館改修補助事業   | 各集<br>落  |    |
|               | (2)過疎地<br>域持続的発<br>展特別事業<br><br>集落整備 | 集落活動補助事業<br><br>集落を共同体として考える意識が薄くなってしまっており、集落や地域の中でのコミュニケーションの機会を創出するため、清掃美化活動、地域の伝承文化の継承、昔遊びの三世代交流などの集落単位で行う活動を支援することにより、地域内の繋がりを深め、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 | 各集<br>落  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### 歴史・文化資源

先人たちが培ってきた歴史・文化は、地域に現在まで脈々と生き続けており、多数の埋蔵文化財や有形・無形文化財、史跡、天然記念物などが存在しています。文化財保護活動は、それらを調査・研究するとともに広く周知を図り、後世へ文化的財産として継承していくことが求められています。

#### 伝統行事・イベント

どろめ祭りや絵金祭り、手結盆踊りなどの伝統行事やみなこい港まつりのようなイベントは、地域の個性として全国に発信されており、地域外や県外からの来訪者も多く、地域の活性化やにぎわいをもたらしています。

## (2) その対策

### 歴史・文化資源

#### (主な施策)

地域に伝承されている有形・無形の文化財の継承を図るとともに、調査・研究し、歴史的・文化的価値を発見・発掘・保護することを促進します。

また、その活用方法を積極的に検討し、地域に根ざした文化の振興を促進するとともに、広く生涯学習活動や学校教育活動に役立てるため、さまざまな文化的財産の活用を図ります。

#### 1) 歴史・文化資源の保護と活用

手結盆踊りなどの指定文化財はもとより、指定されていない文化財や民具などについても調査を実施し、歴史・文化資源を保護・継承していく諸施策を推進します。また、これらの歴史・文化資源を、広く周知させるため、交流の場や学ぶ機会の充実を図ります。

赤岡地域においては、幕末から残されている、文化遺産である「絵金」を核に、活性化を図ります。「絵金芝居絵屏風」の保存、展示施設「絵金蔵」を拠点に文化交流の拡充を図ります。

「絵金蔵」において、今あるものに目を向け、価値を見いだし再生していくというコンセプトに基づき、農協の米蔵を再生し、整備しました。「米の保存」から「文化の保存」、「米の蔵」から「文化の蔵」へ役割を変えつつ継承していきます。

また、明治時代から昭和初期にかけて運営されていた芝居小屋「弁天座」を平成19年に復活させ、運営にも地元住民が参加し、伝統文化を継承するとともに、まちを愛する気持ちを育みます。

「絵金蔵」、「弁天座」が連携し、地域の歴史・文化の拠点として県内外からの観光客を地域に呼び込み、地域の魅力の発信と文化の継承を促進します。

夜須地域においては、江戸時代より手結港改修の犠牲者の靈を祭るため、すべて口伝えにより踊り継がれ、昭和54年には高知県保護無形民俗文化財に指定された「手結盆踊り」を保護育成し、後世へ伝えていきます。

吉川地域においては、子ども会を中心とした住吉神社の獅子舞や、盆供養太刀踊りなどの継承とみなこい港まつり等での獅子舞の披露などとともに、地域の歴史文化などを活用した生涯学習等の充実などにより新たな文化を育成し、地域の魅力の拡充を図ります。

#### 2) 地域文化の育成・支援

多様な地域文化とのふれあい、継承して、地域の歴史と文化についての知識と経験を養う文化財活動を支援します。また、伝統文化を継承・研究する地域住民や団体の育成に努めます。

また、舞台芸術家等を招くことにより、文化振興及び発展を目指します。

### 伝統行事・イベント

## (主な施策)

地域で育まれてきた伝統行事やイベントの継承は、郷土意識を保持していくうえでも重要なことであり、継承者を育成するとともに、同時に地域產品の普及宣伝を図り、観光事業として発展させています。また、地域に暮らし、集まり、交流する人の想いや行動実態にもっと目を向け、住民の主体的に創造的な活動を自然に誘発していくために、商店街や地域の中で人と人が出会い、地域内のつながりを深め、また地域外との交流を図る取り組みを支援します。

### 1) 伝統行事・イベントの活性化

各地域で継承され育まれてきた祭りや特色のあるイベントを、新しいまちの財産として継承していくため、開催団体の支援やPR活動を推進します。

また、訪れた人とのふれあいや交流の機会を創出するとともに、地域での消費需要の拡大を図ります。

### 2) まちのにぎわいの誘発

人が人を呼び地域住民とそこを訪れた人たちとの交流から新たな地域の文化と個性を創造する取り組みを支援します。

まちのにぎわいにつながる住民の主体的に創造的な活動を自然に誘発していくため、多様な住民の交流を促進し、人と人が出会う機会づくりに努めます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展<br>施策区分        | 事業名<br>(施設名)                     | 事業内容   | 事業<br>主体                                    | 備考   |
|----------------------|----------------------------------|--|---|--|
| 10. 地域<br>文化の振興<br>等 | (1)地域文化<br>振興施設等<br>地域文化<br>振興施設 | 弁天座施設改修事業  | 市   |  |
|                      |                                  | 絵金蔵施設・収蔵庫改修事業  | 市   |  |
|                      |                                  | 絵金蔵を活用した地域文化振興支援事業及び絵<br>金祭り実行委員会補助事業<br><br>赤岡町では、幕末から残されている文化遺産で<br>ある「絵金」を核に活性化を図っている。毎年7<br>月の第3土・日曜日の夜に、古い民家の軒先に<br>「絵金」が描いた芝居絵屏風が飾られる「絵金祭<br>り」が開催され、この「絵金芝居絵屏風」の保存、<br>展示施設「絵金蔵」を拠点に文化交流の拡充及び<br>継承を図る。 | 指定<br>管理<br>者・<br>絵金<br>祭り<br>実行<br>委員<br>会 | 文化遺産をまちづくり<br>に生かしつつ、文化的<br>交流を促進することによ<br>り、文化財の担い手を確<br>保し、地域全体で保存・<br>継承していく体制づく<br>りを支援する事業であ<br>り、過疎地域のコミュニ<br>ティ維持及び文化振興<br>の観点からその効果は<br>将来に及ぶ。 |

| 指定管理者  | 弁天座を活用した地域文化振興支援事業<br><br>明治時代から昭和初期にかけて運営されていた芝居小屋「弁天座」を平成19年に復活させ、「絵金蔵」とともに赤岡地域で展開することにより、文化交流の活性化を図る。                             |
|--|--|
| 市  | 夜須地域文化事業<br><br>舞台芸術家等を招き、住民が生きる喜びを実感できる生涯学習社会を築き、地域全体の文化振興及び発展を目指す。   |
| 市  | 市文化協会補助事業<br><br>市内の芸術文化の振興を図ることを目的とし、芸術文化事業を開催し、市民の鑑賞機会の拡充を図る。また、文化活動を通して市内特有の伝統文化・生活文化・歴史を再認識し、保存・伝承していくことにより、文化の振興を図る。            |
| (2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>地域文化振興   | 夜須地域伝統芸能補助事業<br><br>地域の伝統芸能等の継続が困難になりつつある現状を改善するため、夜須町の各団体が実施する郷土芸能や祭りなどの活動に対し補助することで、伝承・後継者育成に繋げるとともに、文化の振興を図る。                     |
| 手結盆踊り実行委員会補助事業<br><br>手結盆踊りは、約400年前からすべて口伝えて継承されてきた伝統的な踊りで、毎年8月15日に夜須町ヤ・シィパークで開催される。県の保護無形民俗文化財に指定されていることもあり、地域の住民が中心となって、この踊りを保存・伝承していくことにより、地域の振興及び地域文化の継承を図る。 | 各伝統芸能保存会・実行委員会<br><br>多世代の交流を促進し、地域の伝統文化を継承する重要な機会であるとともに、無形民俗文化財である「手結盆踊り」を保存・伝承し、その担い手を育成する場を支援する事業であり、過疎地域の地域文化振興の観点からその効果は将来に及ぶ。 |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

# 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

## (1) 現況と問題点

### 循環型社会の推進

21世紀最大規模の課題である「地球温暖化」をはじめとするさまざまな環境問題は、その多くが産業活動や生活様式の変化に起因した環境への負荷により生じている問題であるといわれています。日常生活を営むなかで、何らかの環境負荷が発生することは避けられないことを事業者、住民、行政が正しく認識することによって、行き過ぎた快適性や利便性の追求から地球環境にやさしい地域社会の形成を目指す取り組みが求められています。

## (2) その対策

### 循環型社会の推進

#### (主な施策)

住民の日常生活や社会生活においての行動が地球温暖化防止対策やごみの減量化、再資源化を意識したものとなるように、環境に対する意識を高める啓発活動を推進します。また、住民がエコを実感できるような施策を推進します。

#### 1) ごみの減量化の推進

ごみの減量化を図るため、分別収集を徹底するとともに、家庭及び事業所での資源ごみのリサイクル意識の向上を促進します。生ごみの減量化を推進し、ごみゼロ化のまちづくりに向けた取り組みを行います。

#### 2) 環境美化の体制づくり

地域の環境美化に対する住民の関心を促す環境施策や住民との協働による環境と調和のとれたまちづくりを推進します。また、それぞれの地域において、花木の植栽などにより不法投棄やポイ捨てを防止するための環境整備を推進します。

#### 3) 環境に優しいまちづくり

道路や公園、公共施設の整備にあたっては、環境に配慮した素材を活用するとともに、環境負荷を抑制するため、緑化や省エネルギー機器などの導入により温室効果ガスの排出の抑制に努め、低炭素型のまちづくりを推進します。

風力・太陽光・小水力などの自然エネルギーの活用と普及を図り、住民がエコを実感できる地球環境にやさしい仕組みづくりに努めます。また、住民が身近な生活のなかで環境問題について考え、環境にやさしいまちづくりに取り組む人材の育成を推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度） 該当なし

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

香南市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 過疎地域持続的発展特別事業基金積立

過疎地域の持続的発展に要する経費の財源として積み立てるとともに、基金は必要に応じて取り崩し、事業に充てることとします。

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

### 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展<br>施策区分                          | 事業名<br>(施設名)                              | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|--|---|---|----------|----|
| 1. 移<br>住・定住、<br>地域間交流<br>の促進、人<br>材育成 | (4)過疎地<br>域持続的発<br>展特別事業<br><br>移住・定<br>住 | ウェルカム移住・定住促進事業<br><br>移住・定住促進のしくみづくりとして、香南市を移住先に選んでもらえる情報の発信や交流イベントを行い、市の魅力を発信するとともに、市内の空き家の有効活用を通して、移住、中長期滞在及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる。 | 市        |    |
|  |   | 新築住宅取得支援事業<br><br>移住・定住促進のしくみづくりとして、新築住宅の取得支援を行うことにより、市内人口分布の平準化及び地域格差の解消を図り、地域の活性化につなげる。   |          |    |
| 2. 産業の<br>振興                           | (10)過疎地<br>域持続的發                          | 園芸用ハウス整備事業  | 農協       |    |

|                |   |                        |                                      |
|----------------|---|------------------------|--------------------------------------|
|                |   |                        |                                      |
| 展特別事業<br>第1次産業 | 新規就農者又は施設園芸に参入する農業者を対象として園芸用ハウスの整備を行い、生産性の高い農業経営を確立するとともに、園芸施設農業の振興を図る。   | 農業者                    |                                      |
|                | 新規漁業就業者支援事業<br><br>漁業就業者の減少・高齢化など、水産業の厳しい状況を開拓するため、新規漁業就業者を支援し、水産業の振興を図る。   | 高知県<br>漁業就業支援センター<br>— |                                      |
| 商工業・6次産業化      | 空き店舗を活用した拠点づくり事業<br><br>大型量販店の進出や商店主の高齢化・後継者不足から商店街の空洞化が進んでいる。市内の空き店舗の実態を調査し、創業を検討している方に対して空き店舗情報の発信を行う。また、空き店舗を活用した際の創業時の負担を軽減し、空き店舗の解消及び地域商業等の活性化を図る。   | 市                      |                                      |
| 観光             | 地場産業活性化交流プラザ及びヤ・シイ広場、地域情報センターを活用した産業振興支援事業<br><br>「道の駅やす」と「海水浴場ヤ・シィパーク」の一体的な利用を開拓することにより、観光・レクリエーション活動に繋げるとともに、地場産品流通の振興を図る。                              | 指定管理者                  |                                      |
|                | サイクリングターミナルを活用した産業振興支援事業<br><br>海沿いに宿泊施設を備えたサイクリングターミナルを拠点とし、海洋施設でのヨットやシーカヤック等の体験、自転車を利用した観光名所・史跡めぐり等の体験型・滞在型観光を開拓し、地域間交流の拡大を図る。                          | 指定管理者                  |                                      |
|                | 羽尾活性化センターを活用した観光振興事業<br><br>宿泊施設を完備したログハウス羽尾大釜荘を拠点とし、長谷寺や大釜の滝などの観光名所とタイアップさせることにより、地域内外の交流に繋げるとともに、入込客数の拡大を図る。  | 指定管理者                  |                                      |
|                | マリンスポーツを活用した観光振興事業<br><br>ヤ・シィパークに隣接するマリンスポーツ施設には、ヨットやシーカヤック等の体験に年間5,600人が訪れる。海という資源を活かし、マリンスポーツのメッカとして、地域内外の青少年の健全育成や障害のある人たちとの交流事業を実施することにより、地域の活性化を図る。 | 指定管理者                  |                                      |
|                | 天然色市場を活用した産業振興支援事業<br><br>天然色市場の効果的な利用を図ることにより、地産地消の促進に繋げるとともに、地場産品の消費需要の拡充を図る。   | 指定管理者                  |                                      |
|                | どろめ祭り実行委員会補助事業  | どろめ祭り実行委員会             | 伝統ある祭りの継続開催により、多世代交流が促進されるとともに、住民の郷土 |

|      |   |   |
|------|---|---|
|      | <p>赤岡町の浜辺では、とれたての「どろめ」（カタクチイワシ等の稚魚）を肴に男性は一升、女性は五合のお酒をいっきに飲み干し、「飲み干し時間」と「飲みっぷり」を競う大杯飲み干し大会が毎年4月に開催される。地域外からも多数の参加があり、訪れた人とのふれあいや交流の機会を創出することにより、観光入込客数の拡大に繋げるとともに、地域産業の振興及び地元水産物の販路拡大を図る。</p>        | <p>愛が育まれ、将来の人口流出抑制やUターンの増加に繋がることが見込まれるほか、関係人口の増加にも資する事業であり、地域のコミュニティ維持の観点からその効果は将来に及ぶ。</p>                              |
|      | <p>マリンフェスティバル補助事業</p>   | <p>夜須町の重要な観光資源である、雄大な太平洋を活かした子どもから高齢者、障がい者まで楽しめるマリンスポーツの魅力を地域内外に発信することにより、関係人口や観光客の増加に繋げる事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである。</p> |
|      | <p>天然色劇場を活用した産業振興支援事業</p>   | <p>みなとい港まつり実行委員会</p> <p>多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤を作るとともに、来場者による経済効果のほか、関係人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>             |
|      | <p>吉川漁港の開港に感謝し、年一回、天然色劇場において、よさこい演舞や獅子舞演舞等の披露及び地場産品の販売等の催しを行う。地域内での文化の継承を図るとともに、地域外から多くの集客が見込まれ、訪れた人との交流機会の創出に資するものである。これにより地域外へ地域の文化や産業の魅力発信を行い、観光入込客及び交流人口の更なる拡大に繋げるとともに、地場産品等の販路や消費需要の拡充を図る。</p> |   |
|      | <p>漁港深浅測量事業</p>   | <p>市</p>  |
|      | <p>市管理漁港の深浅測量を実施することにより、安全な航行体制を確保する。</p>   |   |
| 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展特別事業基金積立</p> <p>産業の振興に要する経費の財源として積み立てるとともに、基金は必要に応じて取り崩し、事業に充てるところとする。</p>  | <p>市</p>  |

|                                |                            |   |            |  |
|--------------------------------|----------------------------|---|------------|--|
| 3. 地域における情報化                   | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>情報化    | 各事業に係る情報発信<br><br>各事業に係る情報発信について、SNS等の効果的な情報発信の活用に取り組む。                             | 市          |  |
| 4. 交通施設の整備、交通手段の確保             | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通   | 公共交通バス運行支援事業<br><br>バス事業者が運営するバス運行を支援することにより、バスを利用している住民の日常的な移動のための交通手段を確保する。       | バス事業者      |  |
|                                |                            | 市営バス及び予約式乗合タクシー運行支援事業<br><br>市営バス及び予約式乗合タクシーを運行することにより、住民の日常的な移動のための交通手段を確保する。      | 事業者<br>市   |  |
|                                |                            | 鉄道運行支援事業<br><br>「ごめん・なはり線」の運行を支援することにより、利用者の日常的な移動のための交通手段を確保する。                    | 鉄道事業者      |  |
|                                |                            | 鉄道軌道輸送等対策事業<br><br>「ごめん・なはり線」に係る鉄軌道施設の車両検査及び施設の維持管理等に係る経費を助成することにより、利用者の安全・安心を確保する。 | 鉄道事業者<br>市 |  |
|                                | その他                        | 林道橋定期点検事業<br><br>林道橋定期点検を実施することにより、道路環境の安全性を確保する。                                   | 市          |  |
| 5. 生活環境の整備                     | (7)過疎地域持続的発展特別事業<br>危険施設撤去 | 老朽建物除却事業<br><br>老朽化した危険な建物を除却することにより、住民の安全・安心の確保を図る。                                | 市          |  |
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉   | 多子世帯保育料等軽減事業  | 市          |  |

|           |   |         |  |
|-----------|---|---------|--|
|           | <p>一定条件を満たす第3子以降の児童に係る保育料等を軽減又は補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを産み育てができる子育て環境の充実を図る。</p>                   |         |  |
|           | <p>ひとり親医療費助成事業</p> <p>18歳までの児童を扶養するひとり親家庭に対し医療費の助成を行うことにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを育てができる子育て環境の充実を図る。</p> | 市       |  |
|           | <p>心身障害児福祉年金給付事業</p> <p>心身の障害のある児童の保護者に対して、年金を支給することで児童福祉の増進を図る。</p>  | 市       |  |
|           | <p>放課後児童クラブ運営事業</p> <p>保護者が就労等により戸籍家庭にいない小学校児童に対し、放課後、児童厚生施設等を利用して適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。</p>               | 市・民間事業者 |  |
| 高齢者・障害者福祉 | <p>障害者医療費助成事業</p> <p>中度心身障害がある人に対し医療費を支給することにより、障害がある人の保健の向上と福祉の増進を図る。</p>                                      | 市       |  |
|           | <p>在宅介護手当給付事業</p> <p>家庭において、常時介護を要する者の介護者に対し、手当を支給することで、その勞に報いるとともに、家庭の絆を深め在宅福祉の増進を図る。</p>                      | 市       |  |
| 健康づくり     | <p>がん検診事業</p> <p>早期発見によるがんの死亡率減少を目的に、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの検診を実施することにより、保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安全・安心な生活を確保する。</p>  | 市       |  |
|           | <p>妊産婦健康診査支援事業</p> <p>妊産婦の健康保持・増進、異常の早期発見、早期治療を目的に一般健康診査を実施することにより、妊産婦の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安全・安心な生活を確保する。</p>    | 市       |  |

|              |                               |  |                 |  |
|--------------|-------------------------------|--|-----------------|--|
|              |                               | 乳幼児健診事業  | 市               |  |
|              |                               | 乳幼児の健やかな発育発達、虐待予防を目的として、乳児、1.6歳、3歳児健診を実施することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安全・安心な生活を確保する。  | 市               |  |
|              |                               | 乳幼児医療費助成事業   | 市               |  |
|              |                               | 医療費を保護者に支給することにより乳幼児の疾病的早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実を図る。   | 市               |  |
| 9. 集落の整備     | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>集落整備  | 集落活動補助事業<br><br>集落を共同体として考える意識が薄くなってきており、集落や地域の中でのコミュニケーションの機会を創出するため、清掃美化活動、地域の伝承文化の継承、昔遊びの三世代交流などの集落単位で行う活動を支援することにより、地域内の繋がりを深め、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。            | 各集落             |  |
| 10. 地域文化の振興等 | 2)過疎地域持続的発展特別事業<br><br>地域文化振興 | 絵金蔵を活用した地域文化振興支援事業及び絵金祭り実行委員会補助事業<br><br>赤岡町では、幕末から残されている文化遺産である「絵金」を核に活性化を図っている。毎年7月の第3土・日曜日の夜に、古い民家の軒先に「絵金」が描いた芝居絵屏風が飾られる「絵金祭り」が開催され、この「絵金芝居絵屏風」の保存、展示施設「絵金蔵」を拠点に文化交流の拡充及び継承を図る。 | 指定管理者・絵金祭り実行委員会 | 文化遺産をまちづくりに生かしつつ、文化的交流を促進することにより、文化財の担い手を確保し、地域全体で保存・継承していく体制づくりを支援する事業であり、過疎地域のコミュニティ維持及び文化振興の観点からその効果は将来に及ぶ。 |
|              |                               | 弁天座を活用した地域文化振興支援事業<br><br>明治時代から昭和初期にかけて運営されていた芝居小屋「弁天座」を平成19年に復活させ、「絵金蔵」と   | 指定管理者           |  |

|  |   |                        |  |
|--|---|------------------------|--|
|  | ともに赤岡地域で展開することにより、文化交流の活性化を図る。  |                        |  |
|  | 絵金歌舞伎伝承会補助事業<br><br>絵金歌舞伎に係る専門知識の習得・技術研修を行うことにより、後継者を育てるとともに、赤岡町を訪れた人たちに、まち歩きを楽しんでもらうために「まち歩き案内人」を育て地域が一体となって取り組むことで、「絵金を核としたまちづくり」を推進し、絵金歌舞伎の伝承を図る。            | 土佐絵<br>金歌舞<br>伎伝承<br>会 |  |
|  | 夜須地域文化事業<br><br>舞台芸術家等を招き、住民が生きる喜びを実感できる生涯学習社会を築き、地域全体の文化振興及び発展を目指す。  | 市                      | 地理的な制約に関わらず、住民が気軽に文化芸術に触れられる環境を作ることにより、新たな文化の創造や、文化的交流、文化活動を支える人材の育成を促進する事業であり、過疎地域の心豊かで多様性のある社会への持続的な発展に資するものである。 |
|  | 市文化協会補助事業<br><br>市内の芸術文化の振興を図ることを目的とし、芸術文化事業を開催し、市民の鑑賞機会の拡充を図る。また、文化活動を通して市内特有の伝統文化・生活文化・歴史を再認識し、保存・伝承していくことにより、文化の振興を図る。                                       |                        |  |
|  | 夜須地域伝統芸能補助事業<br><br>地域の伝統芸能等の継続が困難になりつつある現状を改善するため、夜須町の各団体が実施する郷土芸能や祭りなどの活動に対し補助することで、伝承・後継者育成に繋げるとともに、文化の振興を図る。  |                        |  |
|  | 手結盆踊り実行委員会補助事業<br><br>手結盆踊りは、約400年前からすべて口伝で継承されてきた伝統的な踊りで、毎年8月15日に夜須町ヤ・シィパークで開催される。県の保護無形民俗文化財に指定されていることもあり、地域の住民が中心となって、この踊りを保存・伝承していくことにより、地域の振興及び地域文化の継承を図る。 | 手結盆<br>踊り実<br>行委員<br>会 | 多世代の交流を促進し、地域の伝統文化を継承する重要な機会であるとともに、無形民俗文化財である「手結盆踊り」を保存・伝承し、その担い手を育成する場を支援する事業であり、過疎地域の地域文化振興の観点からその効果は将来に及ぶ。     |

